

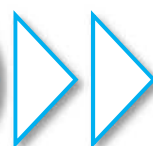
第 3 次三木市環境総合計画

(中間見直し) [審議事項]

自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を守りつなぐまち 三木



2021
年度



2030
年度

2026(令和8)年 月

三木市



三木市は、交通の要衝であり、古い歴史や伝統的な産業、自然豊かな住み良い環境が整った魅力あふれるまちです。

このような恵まれた環境を未来につなぐため、本市では、1997（平成 9）年に「三木市環境基本条例」を制定するとともに、1999（平成 11）年に「三木市環境総合計画」、2009（平成 21）年に「第 2 次三木市環境総合計画」を策定するなど、環境の保全に関する施策を推進してまいりました。



この間、国際社会においては、持続可能な開発目標である「SDGs」が共通の目標として掲げられ、地球温暖化に関しては、温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

一方、国内では気候変動を一因とする豪雨災害の激甚化、海洋プラスチック問題など、日々新たな環境課題が顕在化し、深刻な被害をもたらしています。2020（令和 2）年 10 月には、政府が温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラルを宣言するなど、脱炭素社会の実現に向けより一層の取組を促進しています。

このような社会情勢の変化に対応するとともに、2019（令和元）年度に策定した「三木市総合計画」を推進するため、このたび「第 3 次三木市環境総合計画」を策定しました。

本計画では、「三木市総合計画」で掲げる将来都市像を踏まえ、本市が目指す環境像を「自然共生と資源循環による『うるおい豊かな環境』を守りつなぐまち三木」と設定しました。

この環境像を実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが、自らの責任と役割を認識し、日常の生活を見直しながら連携・協力して取り組むことが重要となります。今後とも、皆様のご理解とご協力をいただくとともに、環境課題への取組にご参加いただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました三木市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民及び事業者の皆様にご心から感謝を申し上げます。

2026（令和 8）年 月 三木市長 仲田一彦

▶▶ 目次 ◀◀

第 1 章 計画の基本的事項

1.	計画策定の目的及び背景	⇒ ⇒	1
2.	計画の位置付け	⇒ ⇒	8
3.	対象とする環境の範囲	⇒ ⇒	9
4.	計画の期間	⇒ ⇒	9

[illegible][illegible]

第 3 章 環境の現状と課題 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 16

[illegible]

第 4 章 環境像と基本目標 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 32

[illegible]

第 5 章 環境施策 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 35

1. 地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 37
2. 生物多様性に配慮した自然と共生するまち ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 41
3. 3R の推進による資源が循環するまち ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 45
4. 地域の良好な環境を創出する安全・快適なまち ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 49
5. 地域のみんなの力で環境を良くするまち ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 55

第 6 章 推進体制と進行管理 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 58

[illegible]

第 7 章 資料編 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 62

1.	三木市環境基本条例	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	62
2.	計画の策定経過	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	69
3.	アンケート調査結果	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	71
4.	用語集	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	92

▶▶ 第Ⅰ章 計画の基本的事項 ◀◀

Ⅰ 計画策定の背景・目的

本市では、1997（平成 9）年 3 月に制定した「三木市環境基本条例」に基づき、1999（平成 11）年 3 月に「三木市環境総合計画」を策定しました。その後、2009（平成 21）年 5 月に「第 2 次三木市環境総合計画」、2021（令和 3）年 4 月に「第 3 次三木市環境総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

しかしながら、近年、地球温暖化に起因した気候変動による自然災害の激甚化・頻発化、生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染など、環境問題が世界規模で大きな課題となっています。

このような状況の中、2024（令和 6）年 5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしています。

本市においては、2021（令和 3）年 4 月から、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を展開、2024（令和 6）年 4 月からは、より具体的な行動を実践する国民運動「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を展開し、地球温暖化対策の着実な推進に取り組んでいます。また、2025（令和 7）年 3 月には、「三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、同年 4 月には、2050（令和 32）年までに市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指す「三木市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。その他、2024（令和 6）年 12 月には、「三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」の中間見直しを行いました。

こうした本市の環境保全への取組のさらなる推進を図るとともに、近年の国内外の動向や環境行政を取り巻く社会情勢の変化や課題に対応し、本市の良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、本計画の中間見直しを行います。

1.1 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。SDGs には、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林・海洋の環境保全等の環境分野に関する目標が含まれており、環境分野のみならず、環境・社会・経済の 3 つの側面から 17 の目標を統合的に解決しながら持続可能な未来を築くことが求められています。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標

(2) パリ協定・グラスゴー気候合意

2015 (平成 27) 年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された「パリ協定」では、2020 (令和 2) 年以降の地球温暖化対策のための新たな国際的枠組みとして、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分下方に抑えるとともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために 21 世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ、すなわちカーボンニュートラルを達成することが決定されました。

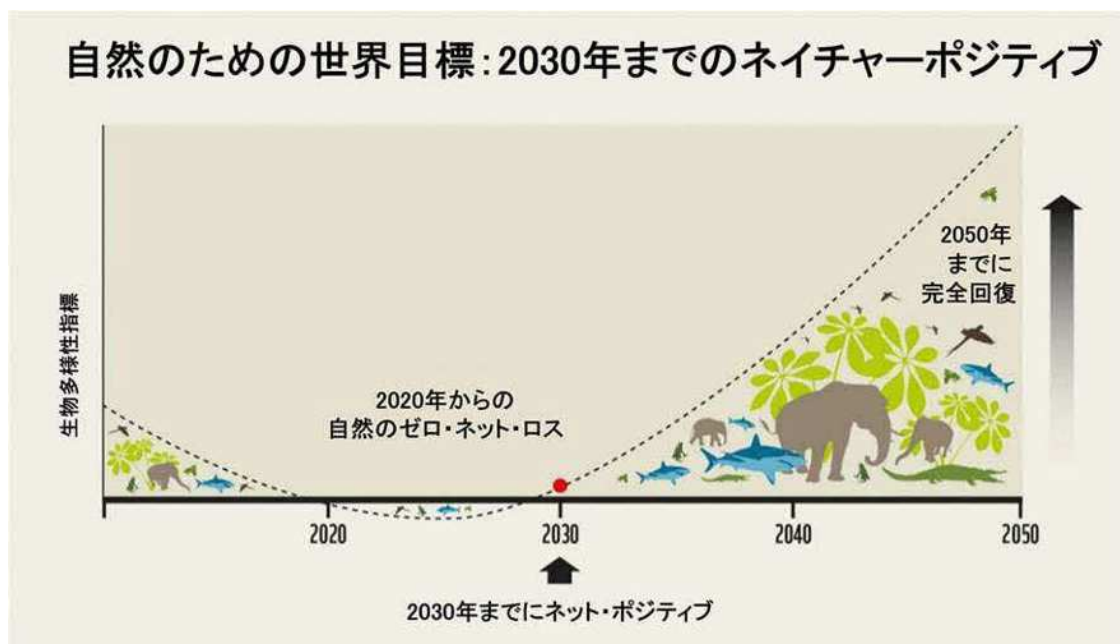
また、2021 (令和 3) 年にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) で採択された「グラスゴー気候合意」では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために 21 世紀半ばでのカーボンニュートラルの達成及びその通過点である 2030 (令和 12) 年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。



カーボンニュートラルのイメージ

(3) ^{こんめい}昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022（令和 4）年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030（令和 12）年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指すことが決定されました。また、その実現に向けた目標の 1 つとして、2030（令和 12）年までに陸と海のそれぞれ 30%の地域が健全な生態系として効果的に保全及び管理されることを目指す「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」が位置づけられました。



出典：IUCN 日本委員会ウェブサイト
ネイチャーポジティブ（自然再興）のイメージ

1.2 国内の動向

(1) 第六次環境基本計画

国の「第六次環境基本計画」が、2024（令和6）年5月に閣議決定されました。同計画では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げたという点が大きな特徴となっています。

私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしています。

また、その実現に向けて、カーボンニュートラル（脱炭素）、ネイチャーポジティブ（自然再興）、サーキュラーエコノミー（循環経済）等といった個別分野の環境施策をシナジー（相乗効果）が出るよう統合的に推進し、トレードオフ（相反作用）を回避しつつ、環境・経済・社会課題の同時解決を図っていく方向性が示されています。



出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

「第六次環境基本計画」における重点戦略

(2) 地球温暖化対策計画

国では、2020（令和 2）年 10 月に、2050（令和 32）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明しました。

その後、温室効果ガス排出量の中期削減目標として、2021（令和 3）年 4 月に「2013（平成 25）年度比で 2030（令和 12）年度に 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを表明、2025（令和 7）年 2 月に「2013（平成 25）年度比で 2035（令和 17）年度に 60%削減、2040（令和 22）年度に 73%削減を目指す」ことを表明しました。

この中期削減目標の実現に向けた対策・施策のさらなる推進を図るため、2025（令和 7）年 2 月に改定された国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

《エネルギー転換》 ● 再エネ、原子力などの脱炭素効果の高い電源を最大限活用 ● トランジション手段としてLNG火力を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進め、非効率な石炭火力のフェードアウトを促進 ● 脱炭素化が難しい分野において水素等、CCUSの活用	《産業・業務・運輸等》 ● 工場等での先端設備への更新支援、中小企業の省エネ支援 ● 電力需要増が見込まれる中、半導体の省エネ性能向上、光電融合など最先端技術の開発・活用、データセンターの効率改善 ● 自動車分野における製造から廃棄までのライフサイクルを通じたCO₂排出削減、物流分野の脱炭素化、航空・海運分野での次世代燃料の活用
《地域・くらし》 ● 地方創生に資する地域脱炭素の加速 →2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出等 ● 省エネ住宅や食品ロス削減など脱炭素型のくらしへの転換 ● 高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による需要創出 ● Scope3排出量の算定方法の整備などバリューチェーン全体の脱炭素化の促進	《横断的取組》 ● 「成長志向型カーボンプライシング」の実現・実行 ● 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行 →再資源化事業等高度化法に基づく取組促進、「廃棄物処理×CCU」の早期実装、太陽光パネルのリサイクル促進等 ● 森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保に関する取組 ● 日本の技術を活用した、世界の排出削減への貢献 →アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組み等を基礎として、JCMや都市間連携等の協力を拡大

出典：地球温暖化対策計画の概要（内閣官房・環境省・経済産業省）
「地球温暖化対策計画」における主な対策・施策

(3) 生物多様性国家戦略 2023-2030

国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」が、2023（令和 5）年 3 月に閣議決定されました。同戦略では、2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向け、2030 年ミッションとして「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられています。

また、その達成に向けて、「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が示されています。

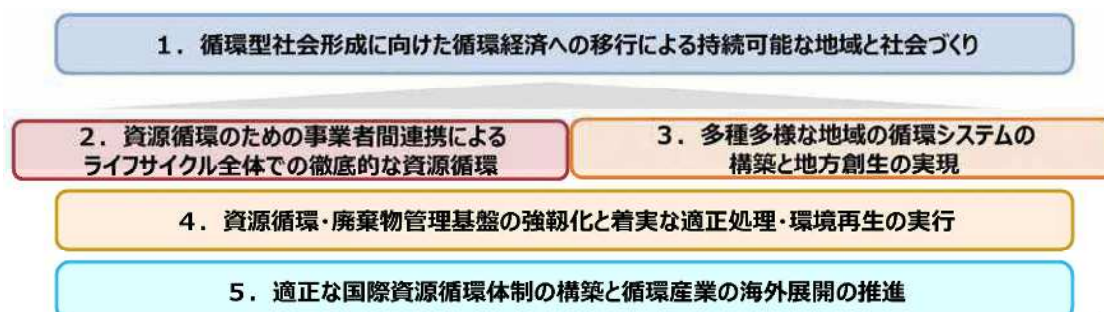


出典：生物多様性国家戦略 2023-2030 概要版（環境省）
「生物多様性国家戦略 2023-2030」における5つの基本戦略

（４）第五次循環型社会形成推進基本計画

国では、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等））を促進していくこととしています。

また、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」が、2024（令和6）年8月に閣議決定されました。同計画では、従来は廃棄されていた製品や原材料等を資源と考慮し、廃棄物を出さず資源を循環させる経済システム「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を国家戦略として位置づけた上で、その達成に向けた方向性が示されています。



出典：第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～概要（環境省）
「第五次循環型社会形成推進基本計画」における重点分野

1.3 兵庫県の動向

(1) 第6次兵庫県環境基本計画

「第6次兵庫県環境基本計画」が、2025（令和7）年3月に策定されました。

同計画では、計画の基本理念を、「将来につなぐ兵庫の自然の恵み ～県民と共に創る環境価値～」としています。また、施策展開の方針として、「環境価値の創出」、「施策間の相乗効果の最大化とトレードオフの回避・調整」、「共創力の発揮と担い手の確保」が示されています。



出典：第6次兵庫県環境基本計画（概要）

「第6次兵庫県環境基本計画」における基本理念



出典：第6次兵庫県環境基本計画（概要）

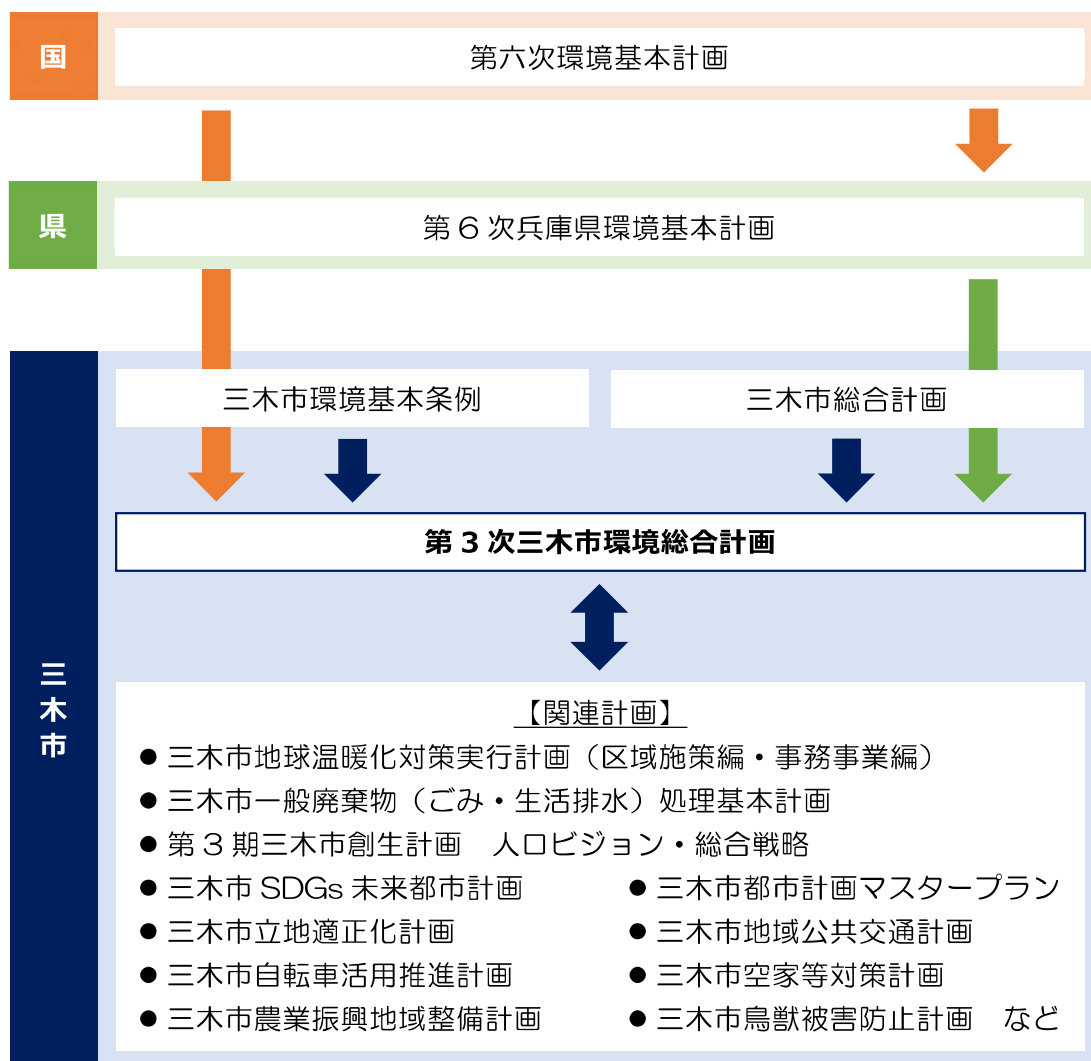
「第6次兵庫県環境基本計画」における施策展開の方針

2 計画の位置づけ

本計画は、「三木市環境基本条例」第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定するものです。

本市の最上位計画である「三木市総合計画」を環境面から具体化する計画であり、環境分野の計画の中で最上位に位置付けられます。

また、上位計画となる国の「第六次環境基本計画」や「第 6 次兵庫県環境基本計画」の内容を踏まえるとともに、本市の関連計画との整合を図りつつ、本市が展開する環境施策や、市民・事業者の環境に配慮した取組に対して基本的な方向性を示す計画です。



3 計画の対象範囲

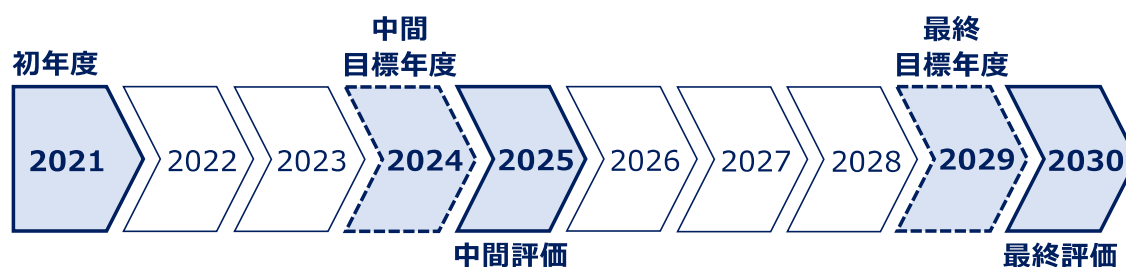
本計画で対象とする環境の範囲は、「脱炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・快適」及び「地域力」の5分野とします。

脱炭素	● 省エネルギー ● 気候変動 など	● 再生可能エネルギー
自然共生	● 生物多様性 ● 有害鳥獣 ● 自然とのふれあい など	● 希少種・外来種 ● 森林・農地
資源循環	● ごみの3R	● ごみの適正処理 など
安全・快適	● 公害（大気汚染・水質汚濁等） ● 景観 ● 歴史・文化 など	● 公園・緑地 ● 空き家
地域力	● 環境教育・環境学習 ● 環境情報 など	● 環境保全活動

4 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間としますが、「三木市総合計画【改訂版】」に合わせて、中間目標年度を2024（令和6）年度、最終目標年度を2029（令和11）年度に設定します。

2025（令和7）年度には、近年の国内外の動向や環境行政を取り巻く社会情勢の変化や課題に対応するとともに、上位計画や関連計画等との整合を図るため、本計画を中間評価し、最終目標年度に向けた中間見直しを行います。



▶▶ 第2章 地域の概況 ◀◀

I 位置・地勢

本市は、兵庫県の南東に位置し、加古川の支流、美嚢川が中央部を東西に流れ、美嚢川周辺には平野部が広がり、それを囲むようになだらかな丘陵地、台地で構成された緑豊かな自然に恵まれています。丘陵地には、ゴルフ場が多く、平野部には農村地帯が広がり、酒米山田錦の産地として有名です。また、歴史的な資源に恵まれ、古くから金物のまちとして栄え、湯の山街道沿い等に歴史的なまちなみが残っています。

市域の面積は、176.51km²と東播磨地域の中では2番目に広く、神戸市、加古川市、小野市、加東市、三田市、稲美町の5市1町と接しています。1954（昭和29）年の市制施行以後、1964（昭和39）年から阪神間のベッドタウンとして神戸電鉄沿いを中心に、緑が丘や自由が丘、青山等で、大規模な住宅開発が行われて急激に人口が増加し、仕事や日常生活において、神戸市、小野市、三田市等の近隣市町との関係が深くなっています。

交通では、中国自動車道及び山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道など、高速道路網が形成されており、ゴルフ場をはじめ、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、山田錦の館、吉川温泉よかたん等の観光・レクリエーション施設には、多くの人々が訪れます。また、広域防災拠点やスポーツ振興拠点の役割を担う兵庫県立三木総合防災公園、新産業創造拠点としてひょうご情報公園都市が整備されるなど、住みよいまちづくりや地域活力の強化に向けて発展を続けています。

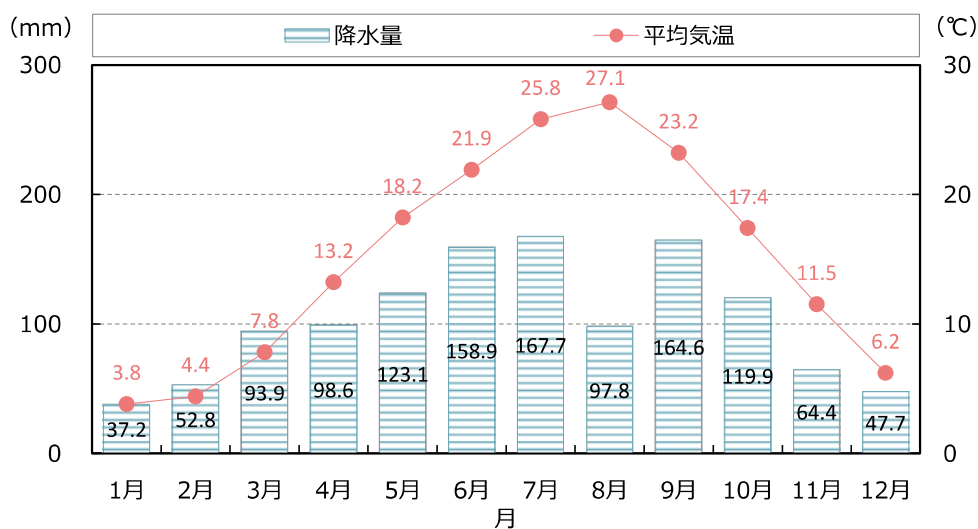


本市の位置図

2 気象

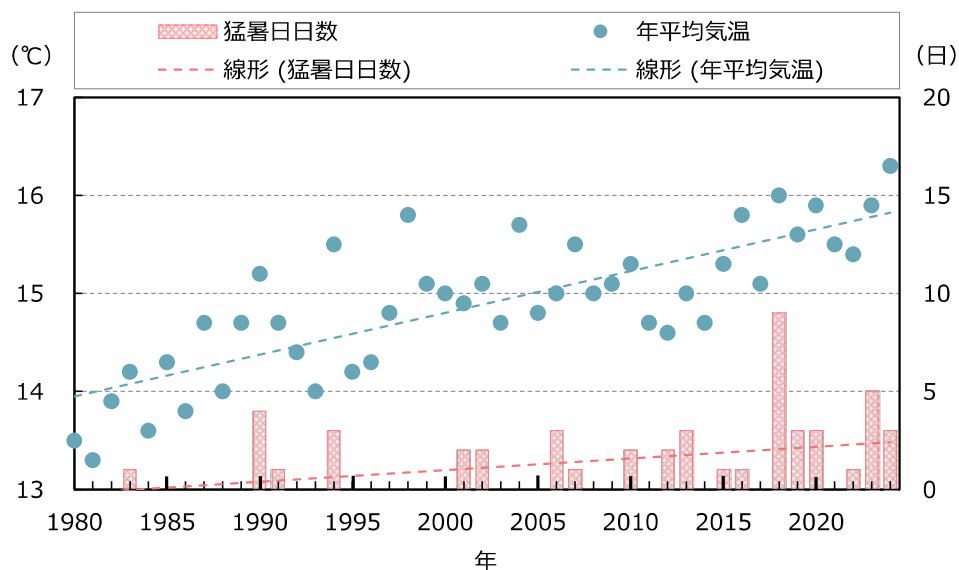
市内の三木観測所における年平均気温及び年間降水量の平年値（1991（平成 3）年から 2020（令和 2）年の 30 年間の平均値）は、それぞれ 15.1℃、1,220.7mm となっています。月平均気温の平年値は 8 月が 27.1℃と最も高く、月間降水量の平年値は 7 月が 167.7mm と最も多くなっています。

また、1980 年以降の年平均気温の長期変化傾向を見ると、上昇傾向で推移しています。それに伴って、猛暑日（日最高気温が 35℃以上の日）日数についても、増加傾向で推移しています。



出典：気象庁（三木気象観測所）

月平均気温及び月間降水量の平年値



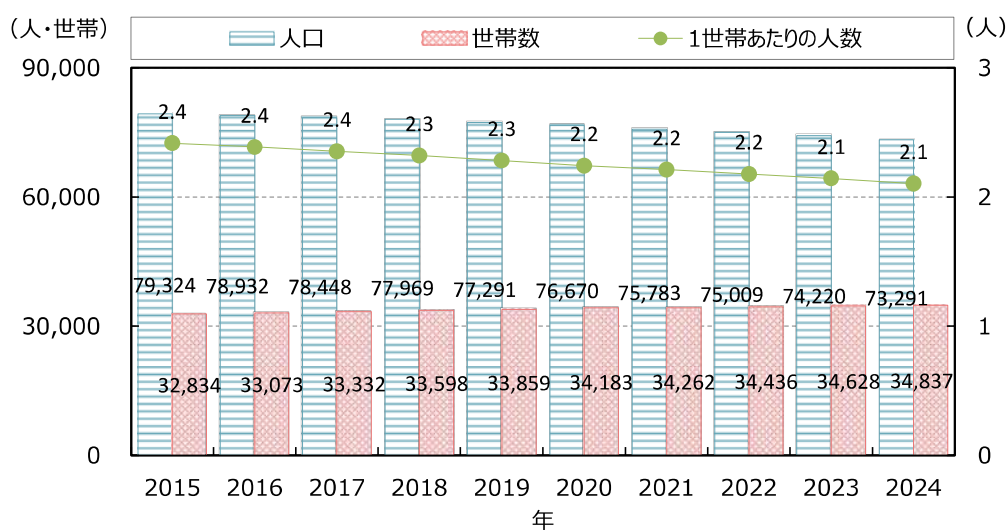
出典：気象庁（三木気象観測所）

年平均気温及び猛暑日日数の推移

3 人口・世帯数

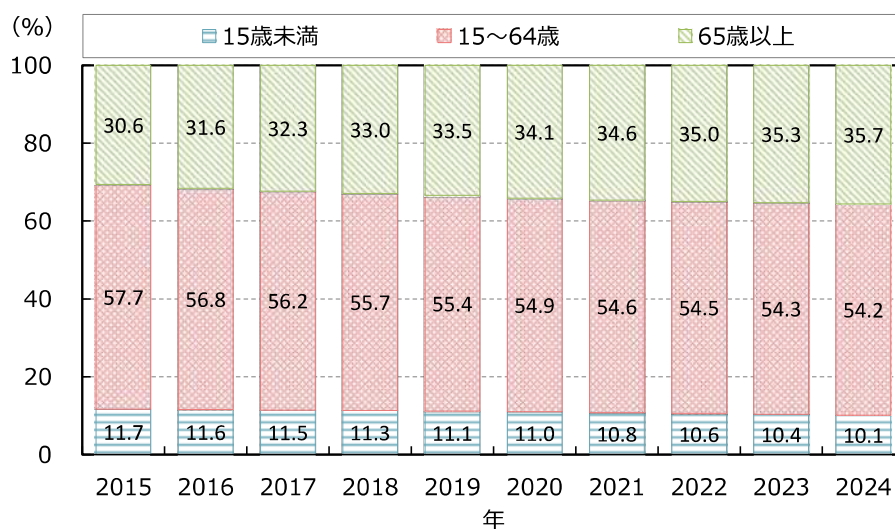
本市の人口及び世帯数は、2024（令和6）年でそれぞれ73,291人、34,837世帯となっており、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移しています。1世帯あたりの人数は、同年で2.1人となっており、減少傾向で推移していることから、核家族化や単身世帯化が進行しています。

また、年齢階級別人口の構成比は、15歳未満及び15～64歳が減少傾向、65歳以上が増加傾向で推移していることから、少子高齢化も進行しています。



出典：三木市統計書

人口、世帯数及び1世帯あたりの人数の推移

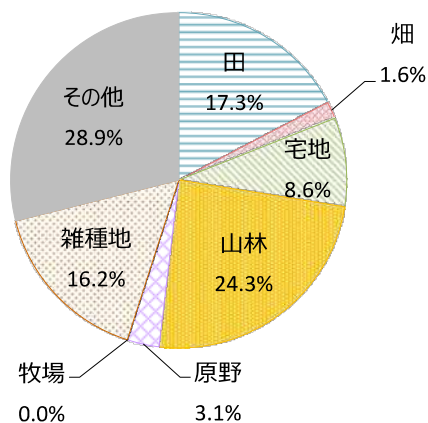


出典：三木市の人口や世帯の推移に関する情報

年齢階級別人口の構成比の推移

4 土地利用

本市の地目別面積の構成比は、2024（令和 6）年 1 月 1 日現在で、その他を除けば、山林が 24.3%で最も高く、次いで田が 17.3%、雑種地が 16.2%、宅地が 8.6%などとなっています。

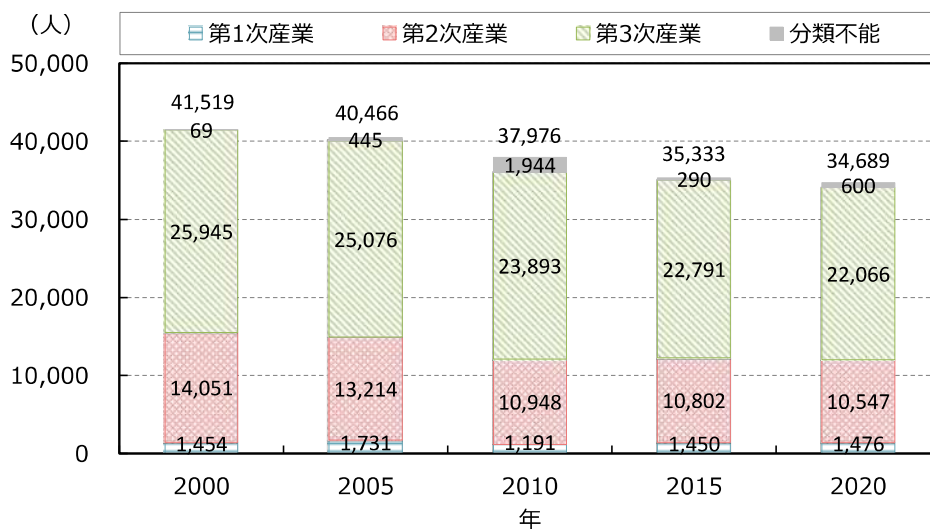


出典：三木市統計書
地目別面積の構成比

5 産業

（1）産業別就業者数

本市の就業者数は、2020（令和 2）年で 34,689 人となっており、減少傾向で推移しています。その内訳を見ると、第 3 次産業が 22,066 人で最も多く、次いで第 2 次産業が 10,547 人、第 1 次産業が 1,476 人などとなっています。

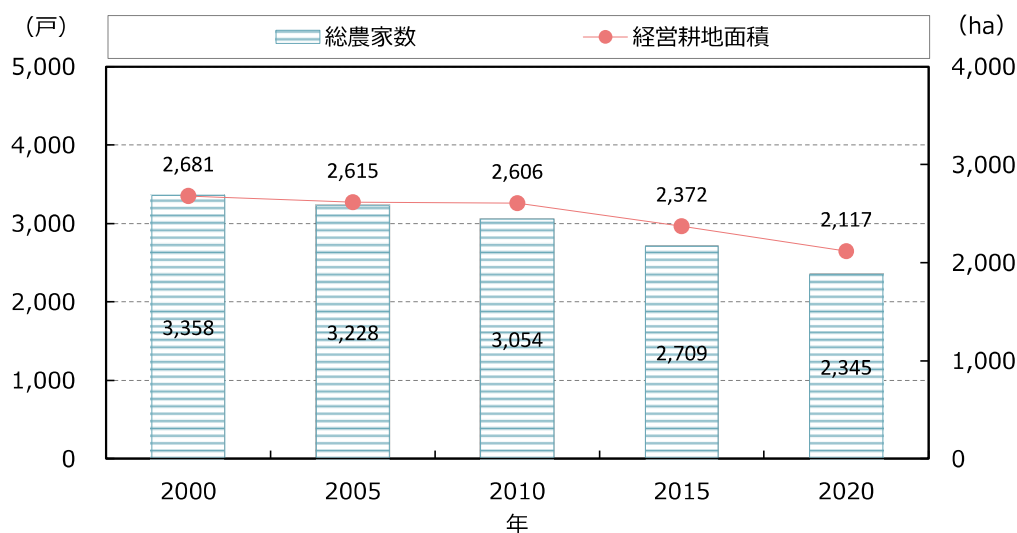


出典：国勢調査

産業別就業者数の推移

(2) 農業

本市の総農家数及び経営耕地面積は、2020（令和 2）年でそれぞれ 2,345 戸、2,117ha となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

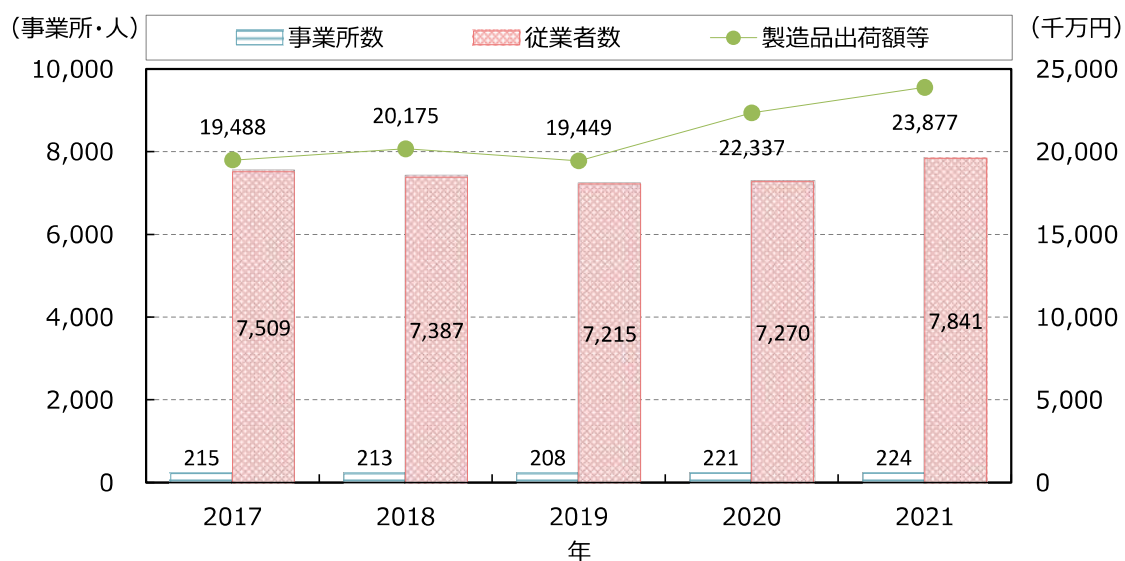


出典：農林業センサス

総農家数及び経営耕地面積の推移

(3) 工業

本市の工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、2021（令和 3）年でそれぞれ 224 事業所、7,841 人、23,877 千万円となっており、いずれも 2019（令和 元）年まで多少の増減はあるものの減少傾向で推移した後、増加傾向に転じています。



出典：工業統計調査（～2019 年）、経済センサス-活動調査（2020 年）、

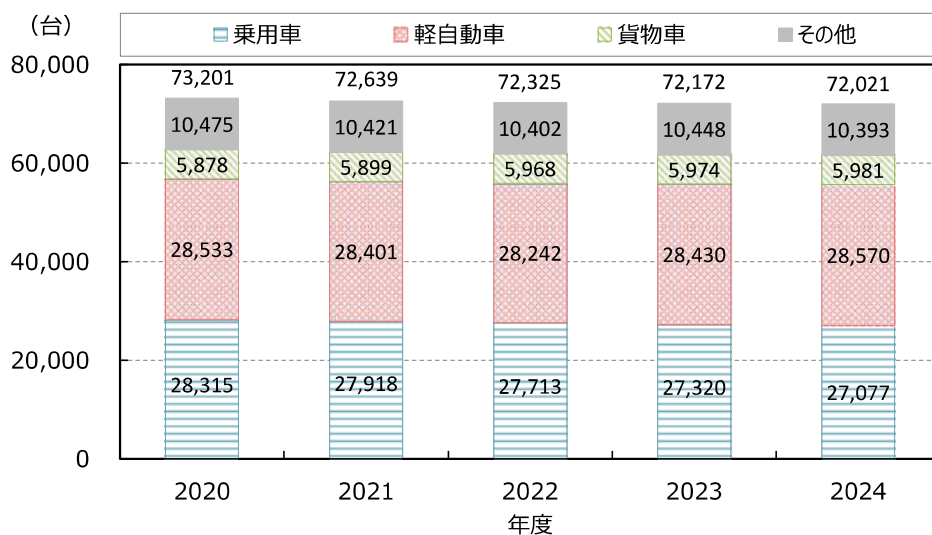
兵庫県統計書（2021 年）

工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

6 交通

(1) 自動車

本市の自動車保有台数は、2024（令和6）年度で72,021台となっており、減少傾向で推移しています。その内訳を見ると、軽自動車が28,570台で最も多く、次いで乗用車が27,077台などとなっています。

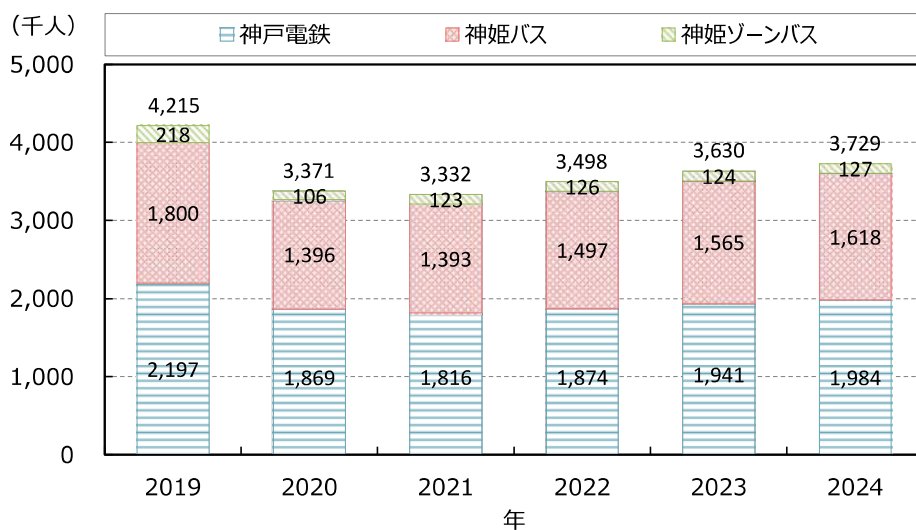


出典：三木市統計書

自動車保有台数の推移

(2) 公共交通

本市の公共交通利用者数は、2024（令和6）年で3,729千人となっています。新型コロナウイルスの影響もあり、2020（令和2）年及び2021（令和3）年に減少した後、緩やかな回復傾向で推移しています。その内訳を見ると、神戸電鉄が1,984千人で最も多く、次いで神姫バスが1,618千人などとなっています。



出典：三木市統計書

公共交通利用者数の推移

第3章 環境の現状・課題

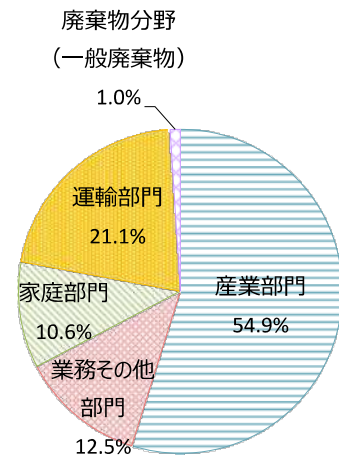
脱炭素

(1) 現状

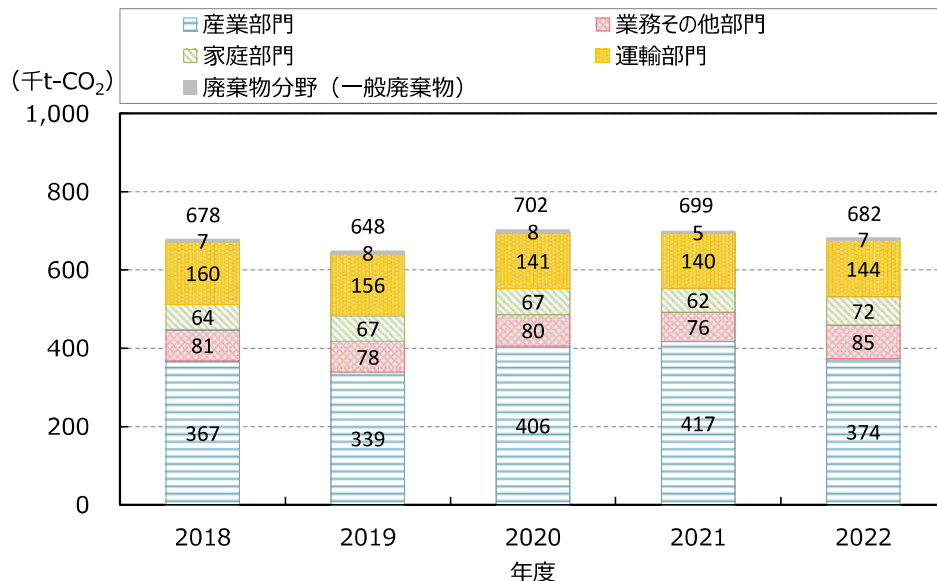
① 温室効果ガス排出量

市内の温室効果ガス（CO₂）排出量は、2022（令和4）年度で682千t-CO₂となっています。概ね横ばいで推移しており、2018（平成30）年度と比較すると0.5%増となっています。部門・分野別に見ると、産業部門が1.8%増、業務その他部門が5.2%増、家庭部門が13.2%増、廃棄物分野（一般廃棄物）が3.5%増となっている一方で、運輸部門が10.1%減となっています。

また、同年度の部門・分野別構成比を見ると、産業部門が54.9%で最も高く、次いで運輸部門が21.1%、業務その他部門が12.5%、家庭部門が10.6%などとなっています。



出典：環境省「自治体排出量カルテ」
温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比（2022年度）



出典：環境省「自治体排出量カルテ」

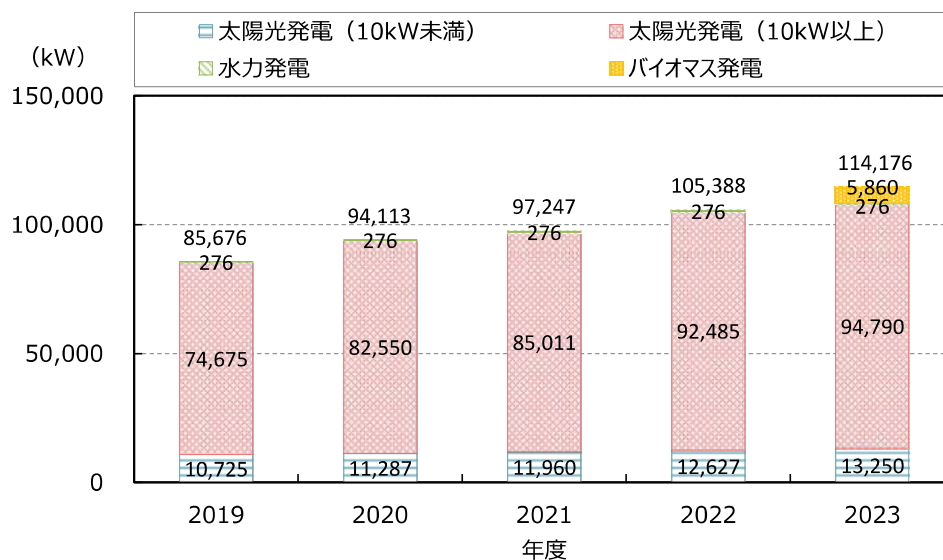
温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の部門・分野の概要

部門・分野	概要
産業部門	農業・林業・製造業・建設業の工場や事業所内（建設現場や農地も含む）における生産活動等のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	小売業・医療・教育・情報通信・飲食・宿泊等のサービス業や行政機関の店舗や庁舎等における事業活動等のエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭における電力やガス等のエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自家用車・社用車・バスやタクシー等の旅客自動車、トラック等の貨物自動車、鉄道のエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野（一般廃棄物）	家庭や事業所が排出する一般廃棄物の焼却処分に伴う排出

②再生可能エネルギー

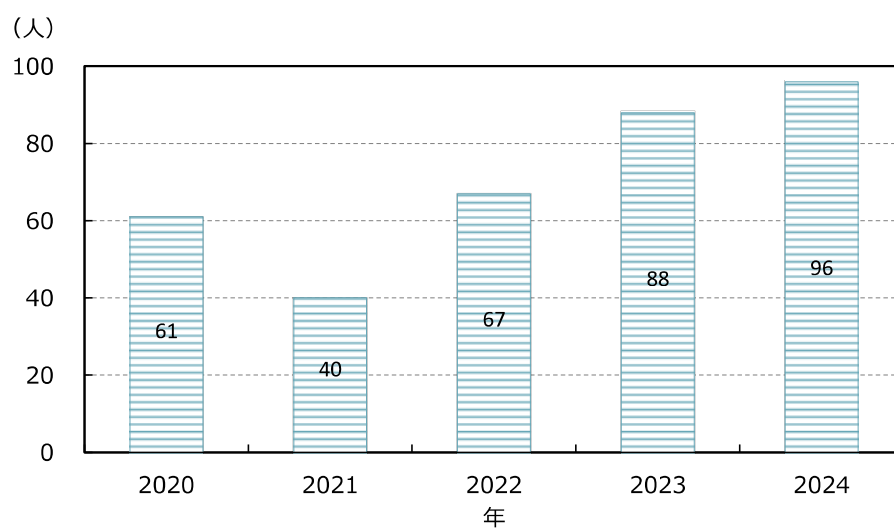
市内のFIT・FIP 制度による再生可能エネルギー設備の累計導入容量は、2023（令和5）年度で 114,176kW となっています。その内訳を見ると、太陽光発電（10kW 以上）が 94,790kW で最も多く、次いで太陽光発電（10kW 未満）が 13,250kW、バイオマス発電が 5,860kW などとなっています。



出典：再生可能エネルギー電子申請サイト
再生可能エネルギー設備の累計導入容量の推移

③熱中症患者数

市内の熱中症患者数は、2024（令和 6）年度で 96 人となっており、多少の増減はあるものの増加傾向で推移しています。



出典：三木市資料

熱中症患者数の推移

(2) 課題

- 市内の温室効果ガス排出量（CO₂）は近年概ね横ばいで推移しているため、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた情報発信や支援策の検討を行うことで、地域全体の機運を高めながら、省エネルギー対策のさらなる推進や再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要があります。
- 「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の普及啓発等によって、市民・事業者の脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図っていく必要があります。
- 本市は運輸部門からの温室効果ガス排出量が多くなっていることから、次世代自動車の導入促進や、公共交通機関の利便性向上・利用促進を図っていく必要があります。
- 市内に導入されている再生可能エネルギーは太陽光発電が中心となっていますが、エネルギー供給の多様性の観点から、多様な再生可能エネルギーの導入可能性について、民間事業者と連携し、調査・研究を行っていく必要があります。
- 太陽光発電のさらなる導入拡大を図っていくため、住宅・建築物をはじめとする建物の屋根に加えて、駐車場の屋根や農地等を活用するなど、新たな適地への導入を検討していく必要があります。
- 市内に導入されている再生可能エネルギーは大部分が FIT・FIP 制度による売電事業であり、地域社会が恩恵を受けられていない状況にあります。そのため、今後は同制度に頼らない地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大を図ることで、域外へのエネルギー代金の流出をできる限り抑制するとともに、災害時においても生活や事業活動等に必要なエネルギーが自給できるなど、地域レジリエンス強化につなげていく必要があります。
- 年平均気温の上昇、猛暑日日数や熱中症患者数の増加など、市内でも気候変動影響が顕在化していることから、それによる被害を回避・軽減する適応策を検討していく必要があります。

2 自然共生

(1) 現状

①希少野生動植物

兵庫県では、絶滅の危機にある希少野生動植物等を保全し、生物多様性を確保するため、1995（平成 7）年に「兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック-」を作成しています。その後、蓄積された新たな生物情報を基に、2014（平成 26）年に貝類・その他無脊椎動物、2017（平成 29）年に哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類、2020（令和 2）年に植物・植物群落、2022（令和 4）年に昆虫類、2025（令和 7）年に鳥類について改訂された新たなレッドリストが公表されています。

同資料の県内分布記録に本市が含まれている希少野生動物は 152 種、希少野生植物は 112 種となっています。

希少野生動植物の確認状況

区分		希少野生動物の 確認種数	
		市内	県内
脊椎動物	哺乳類	2	18
	鳥類	69	158
	爬虫類	0	9
	両生類	4	18
	魚類	11	56
無脊椎動物	昆虫類	56	281
	クモ類	1	41
	貝類	7	153
	その他	2	65
合計		152	799

区分			希少野生植物の 確認種数	
			市内	県内
維管束植物	シダ植物		5	98
	種子植物	裸子植物	0	2
		被子植物	100	709
蘚苔類	苔類		1	50
	蘚類		0	92
藻類	淡水藻類		4	33
	海藻類		0	14
菌類			2	44
合計			112	1,042

出典：兵庫県版レッドリスト

②外来生物

市内では、アライグマやヌートリア、オオキンケイギクなど、特定外来生物の生息・生育が確認されています。



アライグマ

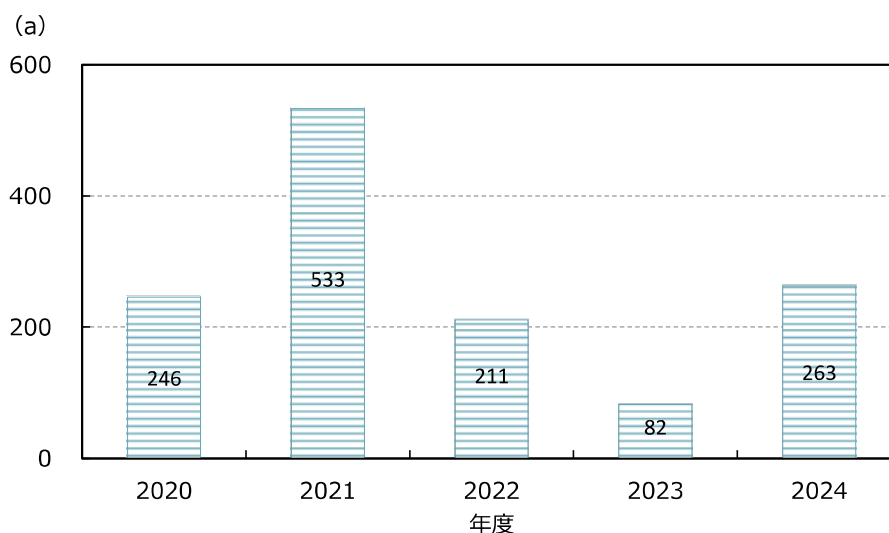


オオキンケイギク

出典：環境省ホームページ

③有害鳥獣

市内の有害鳥獣（イノシシ・シカ）による農業被害面積は、2024（令和6）年度で263aとなっており、増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。



出典：三木市資料

有害鳥獣（イノシシ・シカ）による農業被害面積の推移

（２）課題

- 市内で生息・生育が確認されている特定外来生物の特徴や駆除方法について情報発信を行うことで、生態系被害の拡大防止に努めていく必要があります。また、兵庫県や周辺自治体と連携して、新たな特定外来生物の侵入防止に努めていく必要があります。
- 市内では有害鳥獣による農業被害が発生していることから、捕獲活動や防護柵の設置など、被害の拡大防止に努めていく必要があります。
- 総農家数及び経営耕地面積は、ともに減少傾向で推移しているため、農業の担い手の確保・育成や、耕作放棄地の発生防止・解消に努めていく必要があります。
- 森林環境譲与税等を活用した森林整備や木材利用に努めることで、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能等の森林が有する多面的機能の維持・発揮を図っていく必要があります。

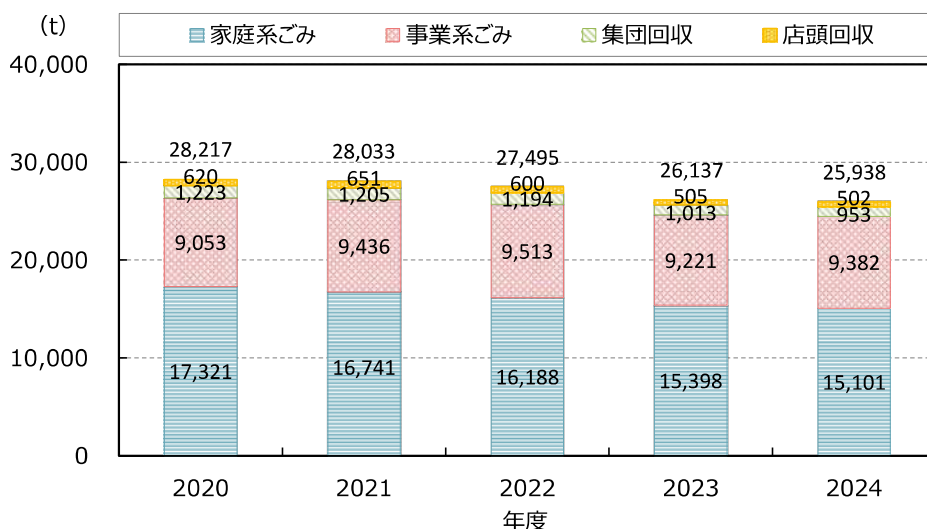
3 資源循環

(1) 現状

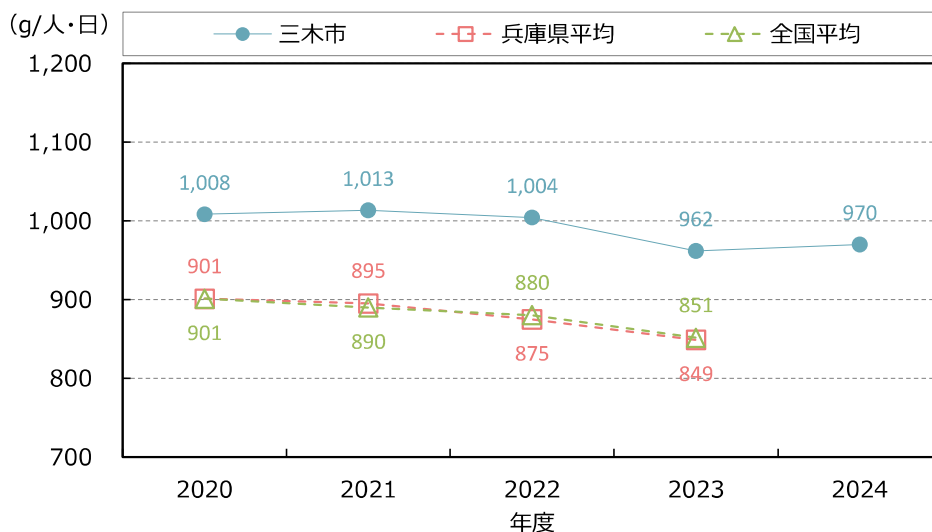
① ごみ排出量

本市のごみ排出量は、2024（令和 6）年度で 25,938t となっています。減少傾向で推移しており、2020（令和 2）年度と比較すると 8.1%減となっています。種類別に見ると、家庭系ごみが 12.8%減、集団回収が 22.1%減、店頭回収が 19.0%減となっている一方で、事業系ごみが 3.6%増となっています。

また、本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、2024（令和 6）年度で 970g/人・日となっています。多少の増減はあるものの減少傾向で推移していますが、兵庫県平均及び全国平均よりも多い水準となっています。



出典：三木市一般廃棄物処理基本計画に基づく基礎データ（環境政策課）
ごみ排出量の推移



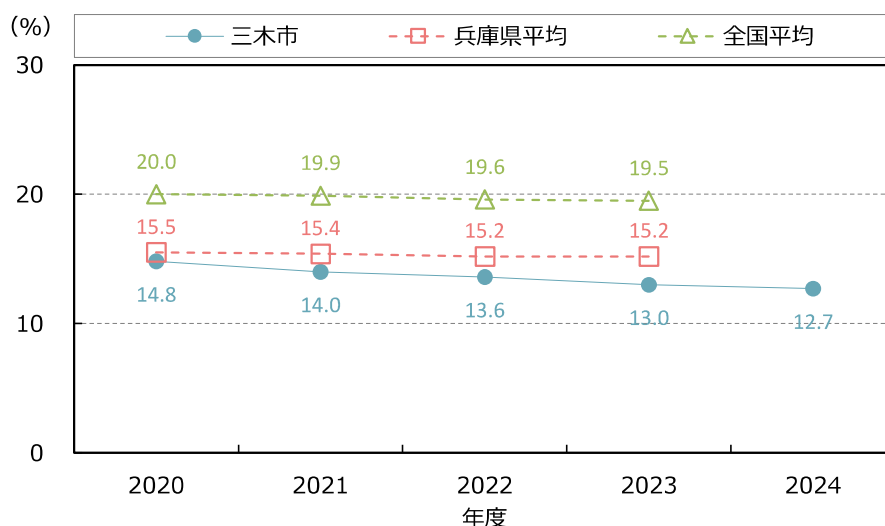
出典：三木市一般廃棄物処理基本計画に基づく基礎データ（環境政策課）、
一般廃棄物処理実態調査

1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

②リサイクル率

本市のリサイクル率※は、2024（令和6）年度で12.7%となっています。多少の増減はあるものの減少傾向で推移しており、兵庫県平均及び全国平均よりも低い水準となっています。

※ごみ排出量に占める資源化されたごみの量の割合を示します。



出典：三木市一般廃棄物処理基本計画に基づく基礎データ（環境政策課）、
一般廃棄物処理実態調査

リサイクル率の推移

（２）課題

- 1人1日当たりのごみ排出量は多少の増減はあるものの減少傾向で推移していますが、兵庫県平均及び全国平均よりも多い水準となっていることから、ごみの発生抑制や再使用のさらなる促進を図っていく必要があります。
- 生ごみの水切りの徹底や、食材の使いきり・食べ切りによる食品ロスの削減に向けた普及啓発等によって、さらなるごみ減量につなげていく必要があります。
- リサイクル率は多少の増減はあるものの減少傾向で推移し、兵庫県平均及び全国平均よりも低い水準となっていることから、ごみの分別方法等の浸透・定着を図ることによって、可燃ごみに含まれている資源化可能物のさらなる分別の徹底を促していく必要があります。
- プラスチックを取り巻く環境問題に対応していくため、プラスチックごみの削減や使い捨てプラスチック製品を使用しないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。
- ごみの不法投棄やポイ捨てをしにくい環境づくりを推進するとともに、ごみの不法投棄やポイ捨ての禁止に関する意識啓発に努めていく必要があります。

4 健全・快適

(1) 現状

①大気質

市内には一般環境大気測定局が設置されていませんが、周辺の三田市及び稲美町では、兵庫県による二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の常時監視が行われています。全国的に環境基準達成率が極めて低い光化学オキシダント以外については、全て環境基準を達成しています。

二酸化窒素の測定結果

単位：ppm

測定局		測定結果					環境基準値
		2019	2020	2021	2022	2023	
三田市	市役所	0.019	0.021	0.021	0.018	0.014	0.06 以下
稲美町	町役場	0.020	0.021	0.018	0.019	0.018	

注) 測定結果は、日平均値の年間 98%値を示します。

出典：兵庫県環境白書

浮遊粒子状物質の測定結果

単位：mg/m³

測定局		測定結果					環境基準値
		2019	2020	2021	2022	2023	
三田市	市役所	0.039	0.037	0.026	0.028	0.033	0.1 以下
稲美町	町役場	0.061	0.049	0.035	0.035	0.043	

注) 測定結果は、日平均値の年間 2%除外値を示します。

出典：兵庫県環境白書

微小粒子状物質の測定結果 (その 1)

単位：μg/m³

測定局		測定結果					環境基準値
		2019	2020	2021	2022	2023	
三田市	市役所	6.7	7.2	6.2	6.7	5.3	15 以下
稲美町	町役場	11.7	10.8	9.6	10.5	10.0	

注) 測定結果は、年平均値を示します。

出典：兵庫県環境白書

微小粒子状物質の測定結果 (その 2)

単位：μg/m³

測定局		測定結果					環境基準値
		2019	2020	2021	2022	2023	
三田市	市役所	18.5	23.4	15.7	16.6	15.0	35 以下
稲美町	町役場	27.4	30.9	24.1	24.1	25.8	

注) 測定結果は、日平均値の年間 98%値を示します。

出典：兵庫県環境白書

光化学オキシダントの測定結果

単位：ppm

測定局		測定結果					環境基準値
		2019	2020	2021	2022	2023	
三田市	市役所	0.119	0.103	0.114	0.107	0.113	0.06 以下
稲美町	町役場	0.129	0.092	0.094	0.095	0.132	

注 1) 測定結果は、昼間の 1 時間値の最高値を示します。

表 2) 表中の黄色着色箇所は、環境基準値を上回っていることを示します。

出典：兵庫県環境白書

②水質

市内の河川 15 地点において、生物化学的酸素要求量（BOD）等の測定を毎年度行っています。市内の河川については環境基準が設定されていませんが、流入先の加古川本流で設定されている環境基準値と参考比較すると、概ね下回る結果となっています。

生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果

単位：mg/L

河川	測定地点	測定結果					参考基準値 (環境基準値)
		2019	2020	2021	2022	2023	
美嚢川	別所橋	1.1	1.8	2.1	1.5	2.1	3 (B 類型)
	末広橋	1.1	1.8	2.9	1.5	2.2	
	上津橋	1.0	1.5	2.0	1.7	1.6	
	久留美	1.0	1.5	2.7	1.9	2.4	
	東栄橋	1.2	2.0	2.2	3.8	2.8	
	里脇橋	0.9	1.5	2.8	1.5	2.0	
	八幡橋	0.8	1.5	3.2	1.2	2.2	
北谷川	小中橋	1.0	1.3	2.6	1.0	2.1	
吉川川	昭和橋	1.0	1.6	2.0	0.9	1.6	
志染川	岩宮	0.9	1.3	1.4	1.1	2.0	
	御坂	0.8	1.1	2.0	0.8	1.9	
	吞吐ダム下流	0.7	1.0	1.6	0.8	1.5	
細目川	細目橋	0.7	1.2	1.5	1.2	1.4	
小川川	小川橋	0.7	1.3	1.8	1.2	2.2	
淡河川	丹生橋	0.9	1.1	1.7	0.9	1.4	

注 1) 測定結果は、年間 75%値を示します。

表 2) 表中の黄色着色箇所は、参考基準値（環境基準値）を上回っていることを示します。

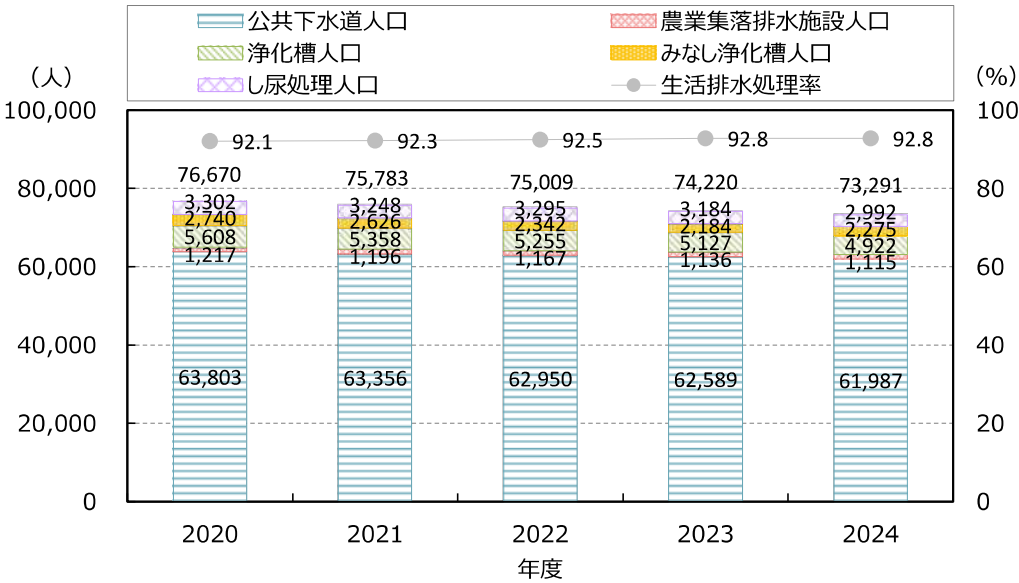
出典：三木市統計書

③生活排水処理

本市の生活排水処理率※は、2024（令和 6）年度で 92.8%となっており、増加傾向で推移しています。

また、同年度の処理形態別人口を見ると、公共下水道人口が 61,987 人で最も多く、次いで浄化槽（合併処理浄化槽）人口が 4,922 人、し尿処理人口が 2,992 人、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）人口が 2,275 人などとなっています。

※総人口に占める生活排水を適正に処理している人口（公共下水道人口、農業集落排水施設人口、浄化槽人口の合算値）の割合を示します。



出典：三木市資料

処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

④騒音

市内の主要道路において、自動車騒音の測定を行っています。一般国道 175 号、加古川三田線、三木三田線及び三木環状線において環境基準を上回る結果となっています。

自動車騒音の測定結果（その 1）

単位：dB

測定年度	測定地点		時間区分	測定結果	環境基準値
2019	加古川三田線	本町 1 丁目 6	昼間	67	昼間：70 夜間：65
			夜間	64	
		久留美	昼間	68	
			夜間	61	
		口吉川町梶原	昼間	72	
			夜間	65	

注）表中の黄色着色箇所は、環境基準値を上回っていることを示します。

出典：兵庫県環境白書

自動車騒音の測定結果（その2）

単位：dB

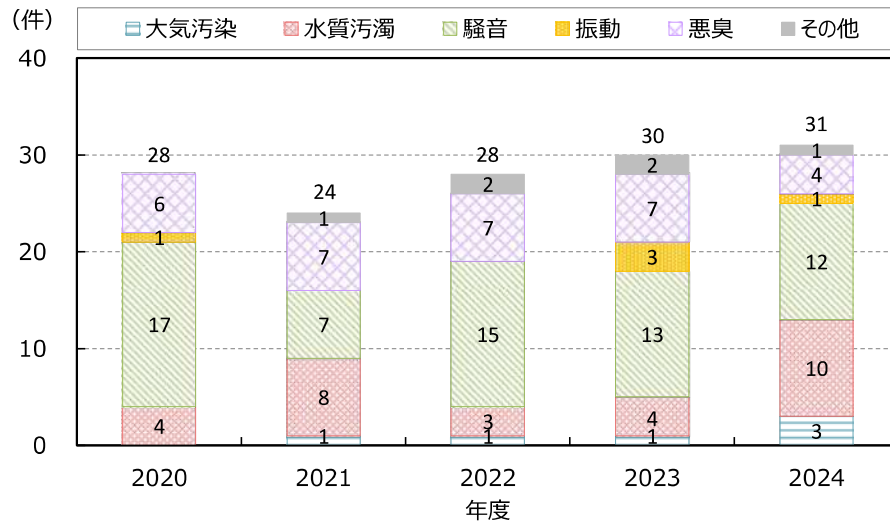
測定年度	測定地点		時間区分	測定結果	環境基準値
2019	加古川三田線	本町2丁目2	昼間	67	昼間：70 夜間：65
			夜間	64	
		福井3丁目14	昼間	69	
			夜間	66	
	三木穴栗線	末広3丁目10	昼間	68	
			夜間	61	
2020	三木三田線	志染町志染中	昼間	69	
			夜間	65	
		志染町細目	昼間	68	
			夜間	64	
		志染町戸田	昼間	71	
			夜間	68	
	平野三木線	志染町窟屋	昼間	67	
			夜間	61	
	神戸加東線	志染町三津田	昼間	70	
			夜間	64	
		志染町御坂	昼間	66	
			夜間	62	
2021	上荒川三田線	吉川町上荒川	昼間	60	
			夜間	50	
	正法寺三木停車場線	大村	昼間	67	
			夜間	58	
	三木環状線	平井	昼間	64	
			夜間	54	
		別所町興治	昼間	72	
			夜間	66	
2023	一般国道175号	別所町高木	昼間	74	
			夜間	69	
	一般国道428号	吉川町米田	昼間	68	
			夜間	58	
	西脇三田線	吉川町金会	昼間	69	
			夜間	64	
	神戸三木線	福井	昼間	69	
			夜間	63	
	加古川小野線	別所町正法寺	昼間	68	
			夜間	65	

注）表中の黄色着色箇所は、環境基準値を上回っていることを示します。

出典：兵庫県環境白書

⑤公害苦情件数

本市の公害苦情件数は、2024（令和 6）年度で 31 件となっており、多少の増減はあるものの増加傾向で推移しています。その内訳を見ると、騒音が 12 件で最も多く、次いで水質汚濁が 10 件などとなっています。



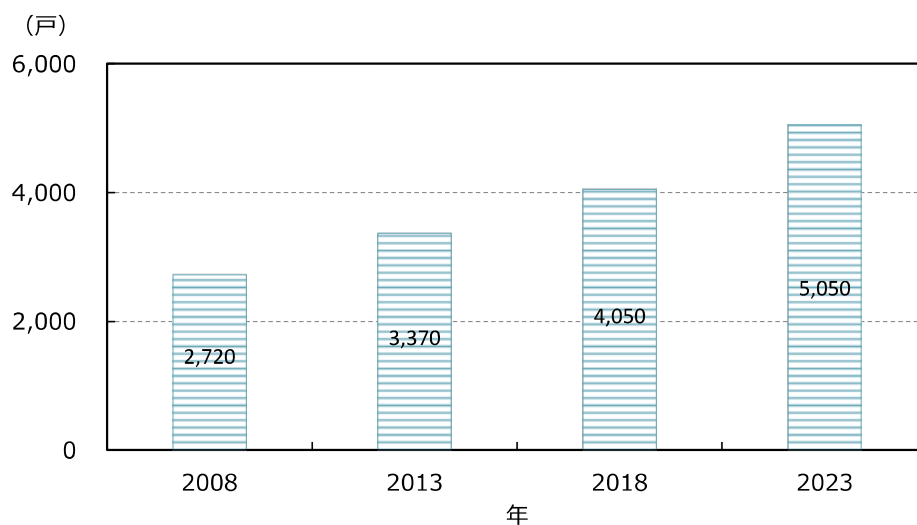
出典：三木市統計書

公害苦情件数の推移

⑥空き家

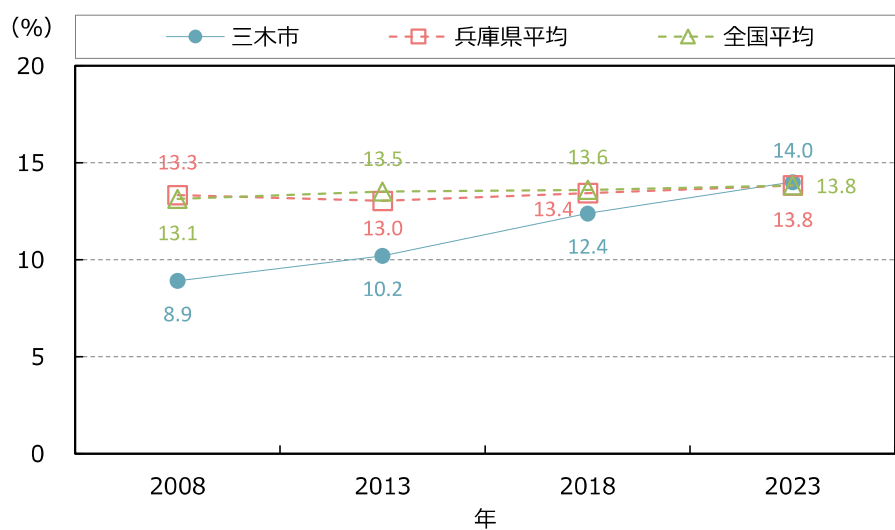
本市の空き家数は、2023（令和 5）年で 5,050 戸となっており、増加傾向で推移しています。

また、空き家率は、2023（令和 5）年で 14.0%となっています。増加傾向で推移しており、2023（令和 5）年には兵庫県平均及び全国平均よりも高い水準となっています。



出典：住宅土地統計調査

空き家数の推移



出典：住宅土地統計調査

空き家率の推移

⑦文化財

市内には、国指定・登録文化財が 14 件、県指定・登録文化財が 14 件、市指定文化財が 23 件存在します。

国指定・登録文化財（2025 年 6 月時点）

No	種別		管理者	名称
1	指定文化財	彫刻	伽耶院	木造毘沙門天立像
2		建造物		伽耶院（本堂・多宝塔・三坂明神社本殿）
3			東光寺	東光寺本堂
4			天津神社	天津神社本殿
5			歓喜院	歓喜院聖天堂
6			稲荷神社	稲荷神社本殿
7		史跡	三木市等	三木城跡及び付城跡・土塁
8	登録文化財	建造物	三木市	旧玉置家住宅
9				小河家住宅
10		名勝		小河氏庭園
11		有形民俗		播州三木の鍛冶用具と製品
12		建造物	個人	三寿ゞ刃物製作所
13				旅亭文市楼
14				黒田清右衛門商店

出典：三木市統計書

県指定・登録文化財（2025 年 6 月時点）

No	種別		管理者	名称
1	指定 文化財	工芸品	慈眼寺	銅鐘
2			蓮花寺	銅鐘
3		考古資料	高男寺自治会	銅製経筒
4			密教院	密教院鎮守社
5		建造物	東光寺	東光寺多宝塔
6			法光寺	法光寺五輪塔
7		彫刻		鬼面
8		書跡		法光寺文書 3 巻（37 通）
9		考古資料		法光寺境内出土五輪泥塔
10		無形民俗	若宮神社宮座中	吉川若宮神社のヤホー神事
11		建造物	伽耶院	伽耶院開山堂
12		工芸品	本長寺	桐唐草格子文様片身替小袖
13		名勝	三木市	旧小河氏庭園
14	登録 文化財	無形民俗	三木金物神社奉 賛会	鞠まつり（三木金物神社奉賛会）

出典：三木市統計書

市指定文化財（2025 年 6 月時点）

No	種別	管理者	名称
1	考古資料	三木市教育委員会	高篠出土小銅鐸
2	建造物	伽耶院	伽耶院行者堂
3	考古資料	三木市教育委員会	正法寺山出土瓦塔片一括資料
4	絵画	金剛寺	競馬・遊楽図屏風（八曲一双）
5	無形民俗	蓮花寺鬼踊り保存会	蓮花寺鬼踊り
6	史跡	三木市	愛宕山古墳（下石野 5 号墳）
7	無形民俗	法界寺	三木合戦軍図絵解き
8	歴史資料	新宮神社	新宮神社石槌
9	工芸品	法光寺	法光寺銅鐘
10		東光寺	東光寺銅鐘
11	歴史資料	三木市	秀吉制札
12	無形民俗	大宮八幡宮秋祭り大当番	大宮八幡宮例大祭宮入宮出の屋台練り
13	建造物	伽耶院	二天門（中門）
14	工芸品	雲龍寺	鉄鎧
15	建造物	法界寺	東播八郡總兵別所府君墓表
16	彫刻	伽耶院	木造不動明王立像
17			木造不動明王立像
18			木造三宝荒神立像
19	考古資料	三木市教育委員会	与呂木古墳出土石枕
20		三木市	鍛冶屋 阿弥陀三尊種子板碑（自然石）
21		個人	有安 阿弥陀三尊種子板碑（自然石）
22	有形民俗		筒井俊雄氏所蔵染形紙
23	天然記念物	兵庫県	兵庫県立三木山森林公園のコバノミツバ ツツジ群落

出典：三木市統計書

(2) 課題

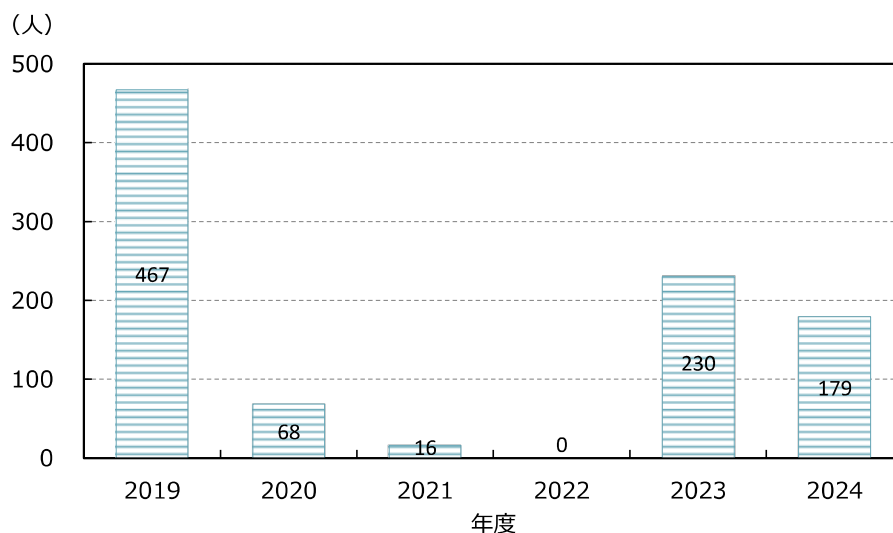
- 河川水質は環境基準を概ね下回る良好な状態が維持されていますが、モニタリング調査を継続するとともに、生活排水処理対策等を推進していく必要があります。
- 自動車騒音が環境基準を上回る道路が見られることから、モニタリング調査を継続するとともに、地域の実情に応じて必要な対策を国・兵庫県・警察と検討していく必要があります。
- 空き家率は増加傾向で推移するとともに、兵庫県平均及び全国平均よりも高い水準となっていることから、空き家の発生抑制や適正管理を促進するとともに、利活用の拡大を図っていく必要があります。
- 市内には多くの重要な文化財等が存在することから、適正な保全・管理及びその活用を推進するとともに、市内外にその価値や魅力について情報発信を行っていく必要があります

5 地域力

(1) 現状

①環境教育・環境学習

本市では、三木市清掃センターの施設見学会など、地域や学校等で環境学習会を開催しています。同施設の施設見学者数は、2024（令和6）年で179人となっています。新型コロナウイルスの影響もあり、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度にかけて大きく減少した後、緩やかな回復傾向で推移しています。

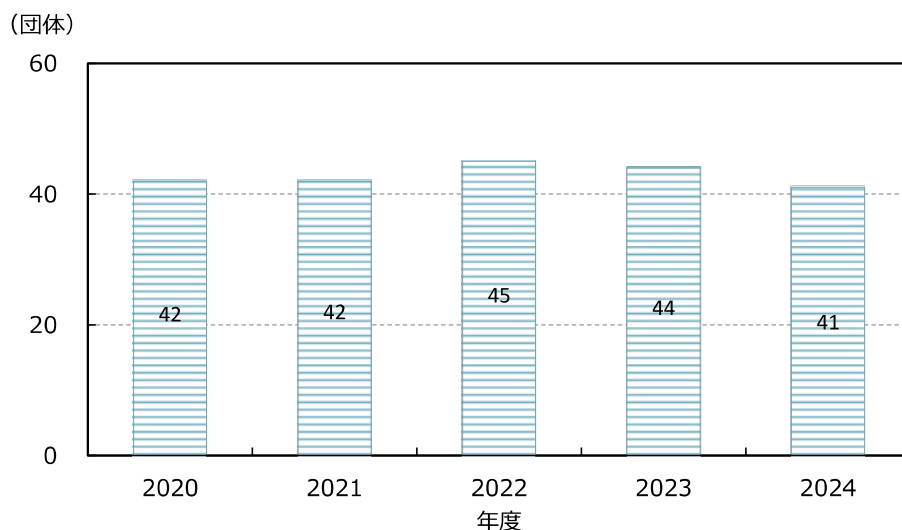


出典：三木市資料

三木市清掃センターの施設見学者数の推移

②環境保全活動

本市では、市内の道路や公園等の清掃や美化活動を行うグループや団体に対して、「三木市クリーン・ボランティア団体」への登録を募集し、必要な清掃用具や消耗品を支給することで活動を支援しています。同団体の登録数（延べ数）は、2024（令和 6）年度で 41 団体となっており、概ね横ばいで推移しています。



出典：三木市資料

「三木市クリーン・ボランティア団体」の登録数（延べ数）の推移

（２）課題

- 次世代を担う子どもたちをはじめとする幅広い世代を対象とした環境学習の機会や環境情報の充実を図っていく必要があります。
- 環境保全に役立つ情報や環境学習の機会・環境イベントの開催情報など、環境情報を広く周知するため、広報みき・ホームページ・X・YouTube など、各種の情報発信媒体を活用して、幅広い世代により分かりやすく情報発信を行っていく必要があります。
- 市内の環境教育や環境保全活動の活性化を図るため、推進を担う人材の発掘・育成や活躍の場の提供を行っていく必要があります。

▶▶ 第4章 環境像と基本目標 ◀◀

1 環境像

本市は、歴史的な資源、自然、産業、交通にも恵まれ、人々が生活しやすい環境が整っており、これまで、そうした地域の有する恩恵を受けてきました。

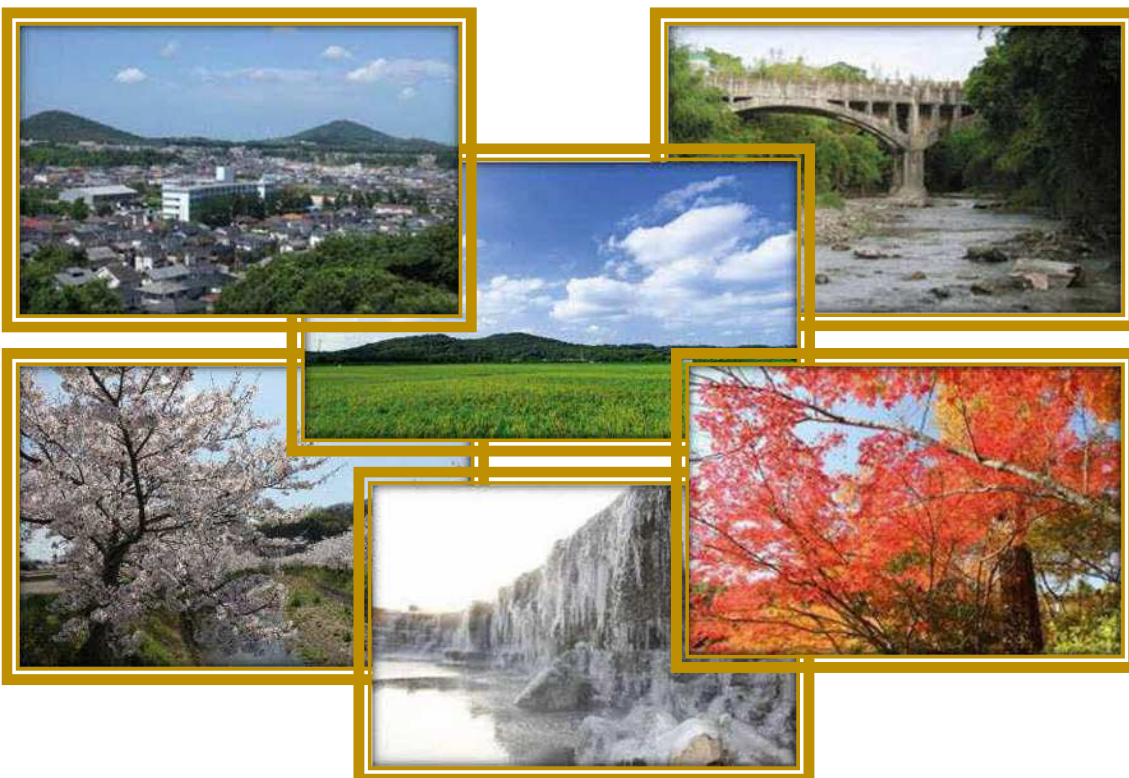
一方、人々が行う日々の生活や経済活動等は、環境に対して多くの負担をかけ、地域の自然環境や生活環境、さらには、温暖化問題などの地球全体の環境にも大きな影響を与えています。

本市の恵まれた環境を守り、今後も将来の世代に引き継いでいくためには、環境への負担を減らし、持続的な社会を築いていかなければなりません。

今後も地域の恵まれた環境と共生していくために、本市に集う全ての人々が環境に対して関心を持ち続け、自らの生活や事業活動と環境との関わり合いを改めて認識し、市民、事業者及び行政等の各主体が連携しつつ、少しでも環境にやさしい取り組みを行っていくことが必要です。

そこで、本市がめざす環境像を次のように設定します。

自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を
守りつなぐまち 三木



2 基本目標

めざす環境像を実現するため、以下の5つの基本目標を設定して市民、事業者等と連携し合いながら、各分野で取り組みを進めます。

なお、「SDGs」については、国際社会をはじめ、国や兵庫県においても取り組みが実施されています。本市としても「SDGs」の各目標がめざす内容に貢献できるよう、環境分野の側面からも取り組みを進めます。



1. 地球温暖化対策に取り組む脱炭素なまち

みんなで省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギーの利用等の環境にやさしい生活様式や事業活動を実践するとともに、気候変動の影響への適応策を推進し、2050年までに市内の二酸化炭素排出実質ゼロをめざします。

【主に関連するSDGsの目標】



2. 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

希少な野生動植物の保護、外来生物や有害鳥獣対策など、地域の生態系の保全に努めるとともに、自然とふれあいの場の創出による生物多様性とのつながりを意識した取り組みを進めます。

【主に関連するSDGsの目標】





3. 3R の推進による資源が循環するまち

みんなが連携し食品ロスの削減やプラスチックごみの発生抑制対策等のごみの減量化に努めるとともに資源が循環するまちをめざします。

【主に関連する SDGs の目標】

2 飢餓を
ゼロに



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



4. 地域の良い環境を創出する安全・快適なまち

良好な大気、水等の確保、空家や空地の発生抑制対策及び不法投棄の防止対策など、健康かつ、安全な生活環境の創出に努めるとともに、市内の景観資源や歴史的な文化財等の保全と継承に取り組み、人々が快適に暮らせるまちをめざします。

【主に関連する SDGs の目標】

3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



5. 地域 みんなの力で環境を良くするまち

家庭をはじめ、学校や職場、地域活動等の場で、みんなが環境について積極的に学び、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを実践するエコなまちをめざします。

【主に関連する SDGs の目標】

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナリプで
目標を達成しよう



▶▶ 第5章 環境施策 ◀◀

環境像

基本目標

方向性

自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を守りつなぐまち 三木

1. 地球温暖化対策に
取り組む脱炭素なまち



(1) 行政による地球温暖化対策の実施

(2) 地域での地球温暖化対策の実施

(3) 気候変動による影響への対応

2. 生物多様性に配慮
した自然と共生するまち



(1) 生物多様性の保全

(2) 自然とふれあう場の創出

(3) 農地の保全

3. 3R の推進による
資源が循環するまち



(1) ごみの減量化の推進

(2) ごみの分別と資源化の推進

(3) ごみの適正処理の推進

4. 地域の良好な環境を
創出する安全・快適なまち



(1) 公害の発生防止

(2) 居住環境と地域の景観資源の保全

(3) 空家や空地の発生防止

(4) 歴史・文化資源の保全と継承

5. 地域みんなの力で
環境を良くするまち



(1) 環境教育・環境学習の推進

(2) 地域での環境保全活動の促進

(3) 分野横断的な取組

施策

公共施設の省エネルギー化の推進、公共施設における再生可能エネルギーの利用、次世代自動車の調達、職員の意識の向上

地球温暖化に関する周知、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の促進、環境産業の促進、次世代自動車の利用、公共交通機関及び自転車の利用、フロン類対策の実施

豪雨対策の推進、熱中症対策の実施、感染症対策の実施、災害発生時の非常用電源の確保

希少種の保護、動植物の生息・生育環境の整備、特定外来生物対策の実施、有害鳥獣対策の実施

自然体験活動や自然観察会の開催、里山の保全・再生

農地の有効利用の促進、環境への影響が少ない農業の普及、地産地消の推進

家庭系ごみの発生抑制に向けた取組、再使用に関する取組、事業系ごみの発生抑制に向けた取組

分別の徹底、店頭回収の推進、小型家電の再生利用の推進、資源ごみ集団回収運動等の推進

収集体制等の整備、適正処理の推進、周知方法の工夫、災害廃棄物対策の実施

大気質の保全、水質の保全、騒音・振動の発生防止、土壌の保全、悪臭の発生防止、有害化学物質対策等の実施

公園・緑地の維持管理、良好な景観環境の維持、地域の景観の保全と活用、ポイ捨て防止対策の実施、不法投棄の防止対策の実施

発生抑制対策の実施、空家の利活用の促進、管理不全な空家や空地への対応

歴史・文化資源の保全と継承

学校での環境教育・環境学習の実施、地域での環境教育・環境学習の実施、環境教育・環境学習を担う人材の育成

環境保全活動への支援の実施、事業活動における取組の促進、環境に関する情報の発信

広域連携の推進、持続可能な社会の実現に向けた取組

主に関連する SDGs の目標



環境施策の取組及び指標・目標値の改正案

※黄色マーカー部分が主な改正内容

1 地球温暖化対策に取り組む脱炭素なまち

【主に関連する SDGs の目標】



【市が取り組む施策】



(1) 行政による地球温暖化対策の実施

~~~~~公共施設の省エネルギー化の推進~~~~~

- 公共施設の省エネルギー化に向けた照明の LED 化を進めます。
- 地域の蛍光灯防犯灯の LED 防犯灯への取替えや既設の LED 防犯灯の更新を地域と協働して取り組みます。
- 公共施設の新築や改築時には、高効率給湯器・空調・ボイラー等の導入や、ZEB の導入を検討します。

~~~~~公共施設における再生可能エネルギーの利用~~~~~

- 公共施設の新築や改築時、また既存施設へ初期費用ゼロで導入可能な PPA モデル等を活用した太陽光発電の導入を検討します。
- 太陽光発電の導入が困難な公共施設については、再生可能エネルギー由来の電力を調達するなど、総合的に考慮しながら取り組みます。

~~~~~次世代自動車の調達~~~~~

- 新たな公用車の導入及び既存の公用車の更新の際は、使用状況等を考慮しつつ、次世代自動車の調達に努めます。
- 職員が公用車を運転する際のエコドライブの実施を周知徹底します。

~~~~~職員の意識の向上~~~~~

- 国民運動「デコ活」へ賛同し、職員向けの説明会の開催等によって職員の環境に対する意識の向上や具体的な行動を促すことで、行政運営面から率先して温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(2) 地域での地球温暖化対策の実施

〜〜〜〜〜〜地球温暖化に関する周知〜〜〜〜〜〜

- 市が開催するイベント等では、兵庫県地球温暖化防止活動推進員や市民団体等と連携し、地球温暖化対策に関する啓発活動を実施します。
- 国民運動「デコ活」に関する取組についての周知に努め、脱炭素につながる取組・製品・サービスの選択を行うなど、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの浸透を図ります。

〜〜〜〜〜〜再生可能エネルギーの利用〜〜〜〜〜〜

- 太陽光発電等の導入拡大に向けて、兵庫県等が実施する各種補助制度に関する情報や、初期費用ゼロで導入可能な PPA モデルや共同購入事業等の効果的な手法等をホームページや広報等に掲載し、市民や事業者への周知に努めます。
- 市民や事業者に対して、再生可能エネルギー由来の電力の利用等に関する情報提供を行います。
- 兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」及び関係法令等に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を促します。
- 駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）や、農地等を活用した営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入支援等に関する情報提供を行います。
- 太陽光発電を主軸に、太陽熱利用などの他の再生可能エネルギーについても、導入に向け検討を進めていきます。

〜〜〜〜〜〜省エネルギー化の促進〜〜〜〜〜〜

- 「うちエコ診断」や「省エネ最適化診断」等について情報提供を行い、家庭や事業所でのエネルギー使用状況の「見える化」を促すことで、省エネルギー対策に取り組むきっかけづくりを行います。
- 節電やエコドライブ等によるエネルギー使用量の削減やエネルギー効率の高い設備の利用など、家庭や事業所で取り組むことができる省エネルギー対策の具体的な内容及び取組事例、効果に関する情報の提供に努めます。
- エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムや環境省の「中小企業向けの脱炭素経営ガイドライン」等の情報提供を行い、事業者へ省エネ促進を含めた脱炭素経営に関する普及促進を図ります。

〜〜〜〜〜〜環境産業の促進〜〜〜〜〜〜

- 2050 年カーボンニュートラルの実現のために提供される環境産業振興に係る国や兵庫県、企業等の情報を積極的に収集し、市内事業者が活用できるよう情報提供を行います。



~~~~~次世代自動車の利用~~~~~

- 兵庫県をはじめ、自動車販売店等の事業者と連携し、市内における電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の普及を図ります。
- 市内に充電設備や水素ステーション等の整備を誘導するとともに、公共施設への整備を検討します。

~~~~~公共交通機関及び自転車の利用~~~~~

- バスの乗車体験会等の開催を通じたバス利用をはじめ、通勤時や出張時の公共交通機関の利用を周知するとともに、パークアンドライド駐車場の活用に向けた啓発活動に努め、自動車から公共交通機関への利用転換を促します。
- 自転車通行空間の確保や駐輪場の適正配置、来訪者のアクセス利便性を高めるためのレンタサイクルの設置等により、自転車の利用を促します。
- 住民の意向を把握し、「三木市地域公共交通計画」と整合性を図りながら、地域ふれあいバスやデマンド型交通「チョイソコミき」等の導入を進めることで、公共交通空白地の解消を図り、公共交通サービスの形成を図ります。

~~~~~フロン類対策の実施~~~~~

- ホームページや広報等を活用した啓発活動を実施し、事業所におけるフロン類の充填・回収・処理が適正に行われるよう促します。

(3) 気候変動による影響への対応

~~~~~豪雨対策の実施~~~~~

- 公共下水道事業計画の見直しや市道における排水性・透水性舗装の整備を行うとともに、グリーンインフラの視点を取り入れたまちづくりを進め、まち全体の排水機能の向上を図ります。
- 兵庫県と連携し、大雨による水害対策、治水対策として「ため池」の堤体強化や適正な維持管理に努めるとともに、地域と連携した「ため池」の低水管理や「田んぼダム」の取組を推進します。

~~~~~熱中症対策の実施~~~~~

- 熱中症の防止に向けた関連情報の周知や講習会を開催するとともに、室内における熱中症の危険性についての注意喚起に取り組みます。
- 木陰の創出をはじめ、公共施設やクーリングシェルター等の指定に関する協定を締結した民間施設等と連携し、外出時に暑さをしのげる場所の確保等に取り組みます。



~~~~~感染症対策の実施~~~~~

- 蚊等を媒介した感染症の発症の防止のため、市民への注意喚起の実施など、啓発活動に取り組めます。

~~~~~災害発生時の非常用電源の確保~~~~~

- 災害発生時の避難所や防災拠点となる公共施設等には、電気自動車等の配備（企業との連携を含む）等による非常用電源の確保に努めることで、再生可能エネルギーを活用した防災体制の構築に取り組めます。

【市が取り組む施策に関連する指標】



| 項目 | 現状値
(2024 年度) | 目標値
(2029 年度) |
|----------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 市域の温室効果ガス排出量※ | 682 千 t-CO ₂ | 428 千 t-CO ₂ |
| 市の温室効果ガス排出量 | 9,920t-CO ₂ | 8,061t-CO ₂ |
| 防犯灯の LED 化率※ | 89.5% | 90.0% |
| 地球温暖化対策に関する出前講座等の開催数 | 2 回 | 5 回 |
| 公共交通人口カバー率 | 5 地区で
90%未満
(2020 年度) | 全 10 地域で
90%以上 |
| 災害時の非常用電源の確保数（延べ数） | 9 基 | 10 基 |

※：目標値（2029 年度）は、「三木市総合計画【改訂版】」で設定されているものと整合を図っています。

※公共交通人口カバー率は、国勢調査に基づき算出されます。

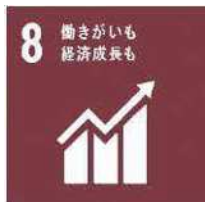
【市民や事業者の方々が取り組む内容】



| 取組内容 | 市民 | 事業者 |
|--|----|-----|
| 国民運動「デコ活」の考えを基にした脱炭素型ライフスタイルやビジネススタイルの実践 | ● | ● |
| 省エネルギー性能に優れた電化製品等の利用 | ● | ● |
| 建物の断熱や採光等の省エネルギー性能の向上 | ● | ● |
| 商品等の共同輸送システムの導入等による物流の合理化 | | ● |
| 太陽光発電設備等の導入による再生可能エネルギーの利用 | ● | ● |
| 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の利用 | ● | ● |
| バスや電車等の公共交通機関や自転車の利用 | ● | ● |
| フロン類を用いた空調機器等の適正な維持管理や処分の徹底 | | ● |
| 気候変動の影響に関する情報の収集と適応策の実践 | ● | ● |

2 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

【主に関連するSDGsの目標】



【市が取り組む施策】



(1) 生物多様性の保全

～～～～～～～～～～希少種の保護～～～～～～～～～～

- 兵庫県や市民団体等と連携し、希少種の生息・生育状況の把握に努めるとともに、保護活動に取り組みます。
- 「兵庫県版レッドリスト」の掲載種が市内にも生息・生育していることをはじめ、関連する情報をホームページ等によって提供します。

～～～～～～～～～～動植物の生息・生育環境の整備～～～～～～～～～～

- 学校の子どもたちが自然とふれあうことのできるビオトープの整備を行うとともに、ビオトープを有効に活用できるよう、市民団体等と連携して環境学習の機会を増やすとともに、指導方法の工夫に努めます。
- 河川等の整備の際は、開発事業に関わる事業者に対して、法令の遵守や多自然型工法の採用を求めるなど、動植物が生息・生育しやすい環境の保全や整備に取り組みます。
- 里山の間伐等による適正管理や木材利用に努めることで、森林が有する生物多様性保全機能、二酸化炭素吸収等の地球環境保全機能、水源かん養機能、土砂災害防止機能など、多面的機能の維持・発揮を図ります。

～～～～～～～～～～特定外来生物対策の実施～～～～～～～～～～

- 市内で生息・生育が確認されている特定外来生物による生態系及び人的被害を防止するため、特定外来生物の特徴や危険性、駆除方法等について情報提供を行います。
- 特定外来生物等による水稻被害等を防止するため、捕獲機の購入や取排水口への網等の設置を支援します。
- 国をはじめ、兵庫県や近隣自治体等の関係機関と連携し、新たな特定外来生物の侵

入防止に努めるとともに、市民への注意喚起を行うことで早期発見・早期防除に取り組めます。

~~~~~有害鳥獣対策の実施~~~~~

- イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリアなど、有害鳥獣による農業及び人的被害の防止に向けて、防護柵の設置をはじめ、猟友会と連携した駆除、狩猟免許の取得費用の助成による新規狩猟者の確保、また、兵庫県立総合射撃場等を活用し、わな設置等の捕獲技術の向上等に取り組めます。

(2) 自然とふれあう場の創出

~~~~~自然体験活動や自然観察会の開催~~~~~

- 市民団体等と連携した自然観察会を開催するなど、家族で参加が可能な自然に関する体験型のイベントを実施します。



自然観察会の様子（増田ふるさと公園）

~~~~~里山の保全・再生~~~~~

- 市民団体等が行う里山整備への支援に努めます。
- 治山事業に係る里山整備の啓発に努めるとともに、今後の需要により、里山散策道の整備を検討します。



三木山での里山整備の様子

(3) 農地の保全

~~~~~農地の有効利用の促進~~~~~

- 農地の集積と担い手の確保及び育成を推進するとともに、農作物等の生産者への助成を行い、農地の有効利用を促します。また、農地保全を行うことで、農業環境を損なう無秩序な開発を抑制します。



- 農地パトロールを実施し、耕作放棄地の発生防止や解消を図るとともに、農地の賃貸や利用集積を推進します。

~~~~~環境への影響が少ない農業の普及~~~~~

- 有機栽培及び減農薬栽培の普及拡大に向けて、関係機関と連携し、栽培技術の確立や販路の確保に取り組みます。



~~~~~地産地消の推進~~~~~

- JA、直売所、市内のぶどう園と連携した学校給食への地元農産物の使用による地産地消に取り組むとともに、品目数の拡大に向けた検討を行います。
- 小学生に対する田植え・稲刈り体験イベントを開催し、収穫米の調理実習等を通じた食育と地産地消を推進します。
- 地元農産物の直売場の機能強化を図るとともに、山田錦、ぶどう及びいちごといった地元農産物を使用した特産品の開発に対する支援に努めます。



山田錦の田植えの様子

【市が取り組む施策に関連する指標】



| 項目 | 現状値
(2024 年度) | 目標値
(2029 年度) |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| 有害鳥獣による農業被害防止のための金網柵設置
距離（総延長） | 31km | 70km |
| 自然観察会等の体験型イベントの開催数 | 7 回 | 18 回 |
| 学校給食に係る地元農産物の使用率 | 26.2% | 30% |
| 市の補助金を活用して開発された特産品数（延べ数） | 12 品 | 21 品 |

【市民や事業者の方々が取り組む内容】



| 取組内容 | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| 希少な動植物の保護活動への協力 | ● | ● |
| 開発事業の際における自然環境への配慮の実施 | | ● |
| 生ごみや未収穫作物の適正管理による有害鳥獣を誘引しない環境づくり
の実施 | ● | ● |
| 自然とふれあう場の整備に対する協力とイベント等への参加 | ● | ● |
| 田植・稲刈体験の実施等を通じた消費者との関係強化 | | ● |
| 農作物等の有機栽培及び減農薬栽培の実施 | ● | ● |
| 市内で生産された農作物等の購入・消費 | ● | ● |
| 市内で生産された農作物等の加工・販売 | | ● |



3 3R の推進による資源が循環するまち

【主に関連する SDGs の目標】



【市が取り組む施策】



(1) ごみの減量化の推進

~~~~~家庭系ごみの発生抑制に向けた取組~~~~~

- 本市のごみ処理量や処理経費など、ごみ処理の現状をホームページや広報紙等に掲載し、ごみの発生抑制の重要性について意識啓発に努めます。
- 食品ロスの削減に向けて、「生ごみ3キリ運動（使いきり、食べきり、水きり）」の実践を促すとともに、「フードドライブ」や「30・10 運動」に関する啓発活動に努めます。
- 生ごみの約 80%を占める水分を減らし、可燃ごみの減量化を図るため、水切りの必要性や利用拡大に努めます。
- 「レジ袋削減促進の取組に関する協定」に基づくマイバッグの利用拡大や、使い捨てプラスチック製品を使用しないライフスタイルへの転換によるプラスチックごみの削減、グリーンコンシューマー運動の波及等に取り組めます。

~~~~~再使用に関する取組~~~~~

- 「あらごみ」として排出されたごみや不用になった子供用品を、リユース品として再使用する仕組みを研究します。
- イベント等の開催時にはリユース食器等の再使用が可能な商品（保存容器、マイボトル、マイ箸など）の使用を広く呼びかけ、利用を促します。
- 不用品の再使用につながるフリーマーケット等の情報提供をはじめ、公共施設での不用品交換に関する情報コーナーの設置や情報提供を行います。

~~~~~事業系ごみの発生抑制に向けた取組~~~~~

- 事業者が自己の責任において、ごみを処理するよう、減量化及び自己処理責任等を

徹底するよう周知し、搬入時の展開検査や資源物の混入が多い事業者には指導を行います。

- 冊子「事業系ごみの処理について」を活用して、事業系一般廃棄物排出事業者にごみの適正排出や減量化に関する啓発と助言を行います。

(2) ごみの分別と資源化の推進

~~~~~分別の徹底~~~~~

- 「ごみカレンダー」の配布やスマートフォン向けアプリ「三木市ごみ分別アプリ」の発信等によって、ごみの減量化や再資源化に対する市民の意識向上を図ります。
- ごみの不適正排出に対して、排出ルールの徹底に関する周知や警告シールの貼付等による注意喚起に取り組みます。
- 可燃ごみに相当量含まれている紙布類など、資源物のさらなる分別の徹底に向けた啓発活動に努めます。



~~~~~店頭回収の推進~~~~~

- 「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル宣言の店）」の募集・指定に取り組み、実施店舗数や広報活動等を通じた回収量の増加に努めます。

~~~~~小型家電の再生利用の推進~~~~~

- 貴金属やレアメタルなどの有用な資源を回収するため、家庭で不用になった小型家電のボックス回収に取り組み、回収拠点数や広報活動等を通じた回収量の増加に努めます。

~~~~~資源ごみ集団回収運動等の推進~~~~~

- 資源ごみ集団回収運動の未実施地域に働きかけを行い、地域における取組の活性化を促し、資源ごみ集団回収運動の拡大に努めます。
- 自治会・市民団体・PTA等の参加を図るため、資源ごみ集団回収運動に関する奨励金制度により活動を支援します。



資源ごみ集団回収運動の様子

(3) ごみの適正処理の推進

~~~~~収集体制等の整備~~~~~

- 安定的かつ効率的な収集体制を確立するとともに、高齢者や障がい者の方のごみ出し支援として、「ふれあい収集」や「粗大ごみかけつけ隊」など、ごみの戸別収集に取り組みます。

~~~~~適正処理の推進~~~~~

- 処理困難物の混入やごみの分別が不十分な場合は指導を行い、必要に応じて不適物の持ち帰りを指示します。
- 事業系ごみについては、一般廃棄物収集運搬許可業者や排出事業者に対して、展開検査を行うなど、適正処理に係る指導を定期的を実施します。

~~~~~周知方法の工夫~~~~~

- 「ごみカレンダー」、スマートフォン向けアプリ「三木市ごみ分別アプリ」等を活用した情報提供に取り組むことで、わかりやすい周知に努めます。
- 事業者に対して、減量化や再資源化に関する取組事例をまとめたリーフレット等を作成し、情報提供を行います。

~~~~~災害廃棄物対策の実施~~~~~

- 「三木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた事前の備えと体制づくりに努めます。
- 兵庫県や他自治体との情報共有や広域連携に取り組むとともに、民間事業者と応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築します。



【市が取り組む施策に関連する指標】



| 項目 | 現状値
(2024 年度) | 目標値
(2029 年度) |
|---|------------------|------------------|
| ごみ排出量 | 25,938 t | 23,480 t |
| 1 人 1 日あたりごみ排出量※ | 970 g | 842 g |
| リサイクル率 | 12.7% | 20.0% |
| 高齢者・障がい者世帯等ごみ収集事業の利用者数
(ふれあい収集) ※ | 152 人 | 200 人 |
| 高齢者・障がい者世帯等ごみ収集事業の利用件数
(粗大ごみかけつけ隊) ※ | 158 件 | 200 件 |

※：目標値（2029 年度）は、「三木市総合計画【改訂版】」で設定されているものと整合を図っています。

【市民や事業者の方々が取り組む内容】



| 取組内容 | 市民 | 事業者 |
|--|----|-----|
| エコクッキングや生ごみの水切りによるごみの減量化の実施 | ● | |
| 宴会等の場面における「30・10 運動」の実施 | ● | ● |
| 「レジ袋削減促進の取組に関する協定の推進」に基づくプラスチックごみの削減 | ● | ● |
| リユース食器等の再使用が可能な商品（保存容器、マイボトル、マイ箸など）の使用 | ● | ● |
| フリーマーケットや公共施設等の不用品交換の利用 | ● | |
| 「ごみなんでも帳」、「ごみカレンダー」に基づく分別の徹底 | ● | |
| 「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル宣言の店）」への登録 | | ● |
| 小型家電・紙布類等の再資源化の実施 | ● | ● |
| ごみのポイ捨てや不法投棄の防止 | ● | ● |

4 地域の良い環境を創出する安全・快適なまち

【主に関連する SDGs の目標】



【市が取り組む施策】



(1) 公害の発生防止

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜大気質の保全〜〜〜〜〜〜〜〜

- 光化学スモッグ注意報等や微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起情報の発令時には、必要に応じて関係機関と連携して速やかに情報提供を行います。
- 兵庫県と連携し、工場・事業場に対して「大気汚染防止法」に基づく排出基準等の遵守を指導するとともに、市民や事業者へのエコドライブの実施に向けた啓発活動に努めます。
- 廃棄物の野外焼却（野焼き）については、啓発や指導等を実施するとともに、悪質な事案については警察と連携して厳正に対処します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜水質の保全〜〜〜〜〜〜〜〜

- 公共用水域（河川）での定期的な水質調査を実施し、調査結果を公表するとともに、子どもたちが参加できる水生生物調査や簡易の水質調査の実施等を検討します。
- 廃食油や食べ残しを流さない、過度な洗剤の使用の抑制、水切りネットの使用など、家庭で取り組むことができる生活排水対策に関する啓発活動に努めます。
- 公共下水道及び農業集落排水の処理区域内の未接続世帯に対して、早期接続を促すことで、接続率の向上を図ります。
- 公共下水道及び農業集落排水の処理区域外の世帯に対して、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置を促すとともに、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）から浄化槽（合併処理浄化槽）への切り替えや適正な維持管理に努めるよう啓発を行うことで、生活排水の適正処理を推進します。
- 「水質汚濁防止法」の規制対象となる事業場に対して、兵庫県と連携し、排水基準等の遵守を指導します。

~~~~~騒音・振動の発生防止~~~~~

- 道路沿道での定期的な騒音調査を実施し、調査結果を公表するとともに、必要に応じて国や兵庫県と連携し、道路沿道の交通騒音の緩和に向けた遮音壁の設置、低騒音舗装、道路緑化等の環境施設帯の維持管理に努めます。
- 生活騒音等の苦情については地域社会のルールづくりや意識の向上を図るとともに、工場や事業場から発生する騒音については、「騒音規制法」に基づく規制基準等の遵守を指導します。

~~~~~土壌の保全~~~~~

- 兵庫県と連携し、工場や事業場の跡地の所有者に対して、「土壌汚染防止法」に基づく調査と適正な措置を実施するように指導します。

~~~~~悪臭の発生防止~~~~~

- 工場や事業場等から発生する悪臭を防止するため、関係機関と連携して悪臭の原因となる物質の削減等を指導します。

~~~~~有害化学物質対策等の実施~~~~~

- 兵庫県と連携し、建築物を解体する際にアスベストの使用の有無を調査し、大気中へのアスベストの飛散防止に取り組みます。

(2) 居住環境と地域の景観資源の保全

~~~~~公園・緑地の維持管理~~~~~

- 公園・緑地における植栽の剪定など、樹木等の適正な維持管理に努めるとともに、さらなる緑化に向けた取組を検討します。
- 「美嚢川リバーサイドパーク」をはじめとした公園、公共施設、道路等については、「花のあるまちづくり活動促進事業」や「三木市道路アドプト制度」によって、市民と協働して植栽の管理や花の植え替え、除草等の適正な維持管理を進めます。



美嚢川リバーサイドパーク



ボランティアによる緑化活動の様子

～～～～～～～～～～良好な景観環境の維持～～～～～～～～～～

- 「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、違反広告物の是正指導や簡易除却を行うことで、広告物や看板等の乱立を防ぐなど、市内の良好な景観環境を維持します。

～～～～～～～～～～地域の景観の保全と活用～～～～～～～～～～

- 湯の山街道沿いを中心とした歴史的景観形成地区内の町並み景観の保全や、現存している町家の利活用の促進を図ります。
- 美囊川や北谷川の桜堤、緑豊かな美しい農村風景など、貴重な景観資源の保全と活用を図ります。



北谷川の桜づつみ

～～～～～～～～～～ポイ捨て防止対策の実施～～～～～～～～～～

- 「三木市ポイ捨て等の防止に関する条例」に基づき、定期的に開催するイベントや各種啓発活動と連携した禁止行為の周知、自治会等への啓発看板の配布を行うことで、ポイ捨ての未然防止に取り組めます。
- 河川へのプラスチックごみの流出状況等について情報提供を行うことで、ポイ捨て防止に関する意識啓発に努めます。
- 市内の道路や公園等の公共ゾーンの清掃・美化活動を行うグループや団体（三木市クリーン・ボランティア）を募集するとともに、清掃に必要なごみ袋等の消耗品を提供し活動を支援します。



ポイ捨て禁止の啓発看板

海洋プラスチックごみ問題

河川へのポイ捨て等により、正しく処分されなかったプラスチック製品は、最終的には海へと行き着き、分解されずに自然界に長くとどまります。近年、こうしたプラスチックごみによる環境汚染が世界的な課題となっています。

プラスチック製品が適切に処分されずに海に流れ着く量は、世界で年間 800 万 t と試算されており、2050 年には海洋に存在するプラスチックの総重量が海にいる魚の総重量を上回るとの試算もあります。ウミガメやクジラなどが、漂流するプラスチックごみを食べて死に至る、海岸に押し寄せたプラスチックごみが景観を損ねて観光客が減るなど、さまざまな影響を及ぼしています。また、波や紫外線にさらされて 5mm 以下の小さな粒となったマイクロプラスチックは、食物連鎖を通じて魚から陸上生物へと取り込まれていき、それに含まれる有害物質が生き物の体内に蓄積する可能性も懸念されています。

~~~~~不法投棄の防止対策の実施~~~~~

- 兵庫県と連携し、情報収集の強化を図るとともに、パトロールを実施し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。
- ホームページや広報等を通じて、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」に基づく罰則等の周知、自治会等への啓発看板の配布を行うことで、市民や事業者への不法投棄の防止に向けた啓発活動を進めます。

(3) 空家や空地の発生防止

~~~~~発生抑制対策の実施~~~~~

- 空家や空地の所有者に対して、ホームページや広報等により、市の空家・空地対策に関する取組及び支援等について情報提供を行います。
- 啓発冊子「三木市空き家の手引き」、「じぶんノート」等の配布により、空家や空地の発生抑制に努めます。
- 空家の相続、利活用及び長寿命化に関する出前講座を開催することで、市民の空家の発生抑制意識の向上を図ります。

~~~~~空家の利活用の促進~~~~~

- 「三木市空き家バンク」の運用改善による利用促進、農地付き住宅の流通に向けた農地取得条件の緩和の検討、相続問題への相談体制の整備など、空家の利活用の促進を図ります。



- 「**三木市空き家等対策計画**」に基づいた空き家空家の活用や、古民家の活用に対する支援に努めます。
- 防災街区課題地域における建て替えが困難な空家への対策を、関係自治会とともに検討します。

~~~~~管理不全な空家や空地への対応~~~~~

- 「三木市空家等の適正管理に関する条例」に基づき、管理不全な空家等の所有者に対して、適正管理を促すため、情報提供や助言・指導を行います。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家の所有者に対して、助言・指導や勧告等の措置を行うとともに、その解体除却に対する支援に努めます。

(4) 歴史・文化資源の保全と継承

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜歴史・文化資源の保全〜〜〜〜〜〜〜〜

- 「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画書」に基づき、三木城跡及び付城跡群等を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めたエリアを博物館（ミュージアム）に見立てる取組を実施することで、歴史・伝統文化の継承及び市民の憩いの場の創出を図ります。



三木城本丸跡

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜歴史・文化資源の継承〜〜〜〜〜〜〜〜

- 文化財の所有者との連携を深め、円滑な保存・整備に努めるとともに、市内に存在する文化財について、ホームページや広報等を通じた情報提供を行い、郷土に対する愛着を醸成します。
- 「三木市立みき歴史資料館」における企画展や講演会等を開催し、市の歴史や文化を周知します。



古墳時代の三木に関する展示



三木合戦軍図（複製）

【市が取り組む施策に関連する指標】



| 項目 | 現状値
(2024 年度) | 目標値
(2029 年度) |
|-------------------------------|------------------|------------------|
| 下水道施設の改築（総延長）※ | 9,779m | 12,900m |
| 農業集落排水処理場の公共下水道への統合
（延べ数）※ | 3 箇所 | 4 箇所 |
| 三木市クリーン・ボランティアの登録数（延べ数） | 41 団体 | 50 団体 |
| 「三木市立みき歴史資料館」の入館者数※ | 11,044 人 | 13,000 人 |

※：目標値（2029 年度）は、「三木市総合計画【改訂版】」で設定されているものと整合を図っています。

【市民や事業者の方々が取り組む内容】



| 取組内容 | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」等の関連法令の遵守による公害の発生防止対策の実施 | | ● |
| 周辺景観への調和に配慮した建物の新築や改修の実施及び広告物の設置 | ● | ● |
| 公園・緑地の維持管理への協力 | ● | ● |
| 所有する空家・空地等の適正管理の実施 | ● | ● |
| 文化財に対する理解と保全・継承への協力 | ● | ● |



5 地域みんなの力で環境を良くするまち

【主に関連するSDGsの目標】



【市が取り組む施策】



(1) 環境教育・環境学習の推進

～～～～～学校での環境教育・環境学習の実施～～～～～

- 学校における「環境体験事業」や「自然学校推進事業」など、地域の自然環境や地域資源等を活用した体験型の学習を実施し、子どもたちの環境への理解を促します。
- 各教科や総合的な学習の時間を活用し、子どもたちの環境に対する意識を高めるとともに、環境学習ソフト「うちエコキッズ」を活用した授業の実施など、学習内容の充実を図ります。
- 教職員が環境データや環境学習教材を環境教育の場で活用できるよう、関係機関との連携を強化します。



～～～～～地域での環境教育・環境学習の実施～～～～～

- 事業所に対して、社内での環境教育に有効な情報提供や啓発活動に努め、環境への理解と各種の取組を促します。
- 地域における環境美化活動、自然観察会、ごみ処理施設の施設見学会の開催等を通じ、環境分野全般への意識の向上を図ります。

～～～～～環境教育・環境学習を担う人材の育成～～～～～

- 市民団体等と連携した若年層向けのデコ活教室や公民館等における学習会等の開催を通じ、環境への住民理解の促進と地域での取組を担う人材の発掘・育成や活躍の場の提供を行います。
- 兵庫県の環境教育・環境学習に関する総合相談窓口である「ひょうごエコプラザ」と連携し、地域の環境教育・環境学



習を支える人材の確保に努め、環境セミナー等の際に講師として活用ができる体制の構築を図ります。

(2) 地域での環境保全活動の促進

～～～～～～～～～～環境保全活動への支援の実施～～～～～～～～～～

- 環境保全活動を行う団体の活動を支援するとともに、環境保全活動を主導する団体のリーダーを育成するため、環境学習の実施に努めます。
- 地域で環境保全に取り組む市民や事業者、市民団体等の活動事例を紹介するなど、アイデアやノウハウの周知に努めることで、環境保全活動の活性化を図ります。

～～～～～～～～～～事業活動における取組の促進～～～～～～～～～～

- 国民運動「デコ活」に関する取組についての周知に努め、事業者の自発的な取組を促進することで、環境にやさしいビジネススタイルへの転換を図ります。
- 事業者による環境マネジメントシステム等の取得に向けた啓発活動に取り組むなど、環境への影響が少ない事業運営を促します。

～～～～～～～～～～環境に関する情報の提供～～～～～～～～～～

- 環境問題の現状や市内での環境保全活動等に関する情報の集約を図るとともに、ホームページ、広報、SNS 等を活用して幅広い世代に環境に関する情報を分かりやすく提供することで、市民や事業者の環境への理解を促します。
- 日常生活や事業活動の場面において環境にやさしい取組が広く浸透するよう、国や兵庫県の補助制度をはじめとする支援策や環境保全に関連した事例等の情報をホームページや広報等を通じて提供し、家庭や事業所での取組を促します。



(3) 分野横断的な取組

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜広域連携の推進〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

- 地球温暖化対策をはじめ、海洋ごみや大気汚染等の地域が複雑に絡み合い、対策が広域に渡る環境問題の状況の把握と解決のため、国や兵庫県、近隣自治体、市民団体等との連携を深めます。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜持続可能な社会の実現に向けた取組〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

- SDG s と関連付けされた「三木市総合計画」や、国の選定を受けた「三木市 SDG s 未来都市計画」に基づき、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めます。
- 市内の新たな大規模開発においては事業者と連携し、緑地の確保等の協定や覚書をかわし、環境に配慮したまちづくりを進めます。

【市が取り組む施策に関連する指標】



| 項目 | 現状値
(2024 年度) | 目標値
(2029 年度) |
|------------------------------------|------------------|------------------|
| 親子で参加できる環境学習会やエコリーダー養成のための学習会の開催回数 | 10 回 | 24 回 |
| 三木市清掃センターの施設見学者数 | 179 人 | 600 人 |

【市民や事業者の方々が取り組む内容】



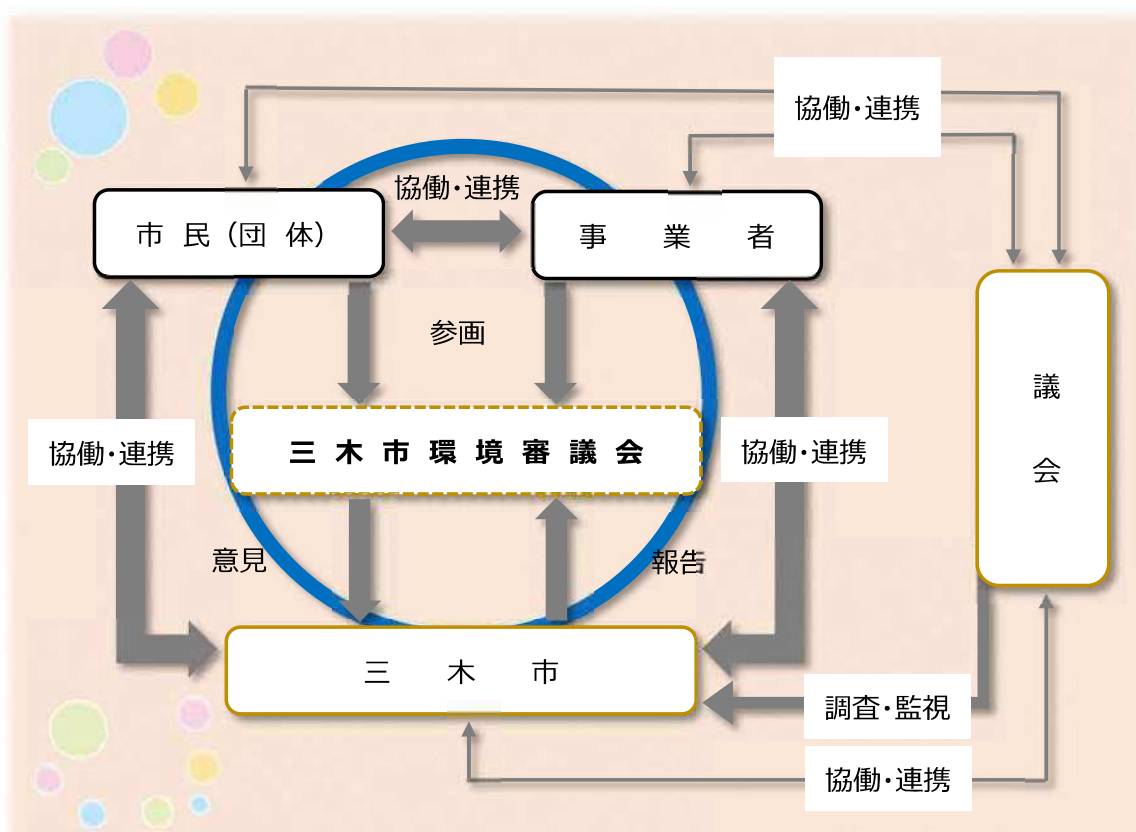
| 取組内容 | 市民 | 事業者 |
|----------------------------------|----|-----|
| 公民館等における地域のエコリーダーの養成に向けた学習会への参加 | ● | |
| 従業員に対する社内における環境教育の実施 | | ● |
| 地域で実施する環境保全活動への協力・参加 | ● | ● |
| 環境への影響が少ない事業活動の実施 | | ● |
| ホームページや広報等を活用した環境に関する情報の収集 | ● | ● |
| SDGs の理念や意義等への理解と環境への影響が少ない取組の実施 | ● | ● |

▶▶第6章 推進体制と進行管理◀◀

1 推進体制

「第3次三木市環境総合計画」に掲げた取り組みを実施する際は、地域の各主体の参画を図ると同時に、施策の推進に向けた庁内の合意形成などに努めます。

また、市民や事業者は、地域におけるまちづくりの主人公として、その行動が大きな意味を持つため、「第3次三木市環境総合計画」の推進においては、各主体が緊密に連携・協働しつつ、市内の環境を守り育てていく体制の構築をめざします。



計画の推進にあたって

(1) 環境審議会

毎年度、事務局から「第3次三木市環境総合計画」で掲げた施策の進捗状況を報告した上で、総合的な観点から意見等を募り、適宜、計画の推進に反映します。

(2) 庁内の推進体制

「第3次三木市環境総合計画」の推進にあたっては、市内部の関係各課と緊密に調整を図り、施策や各種事業の円滑な実行に努めます。同時に、施策や各種事業の進捗状況を市のホームページや広報などを活用して広く情報発信に取り組みます。

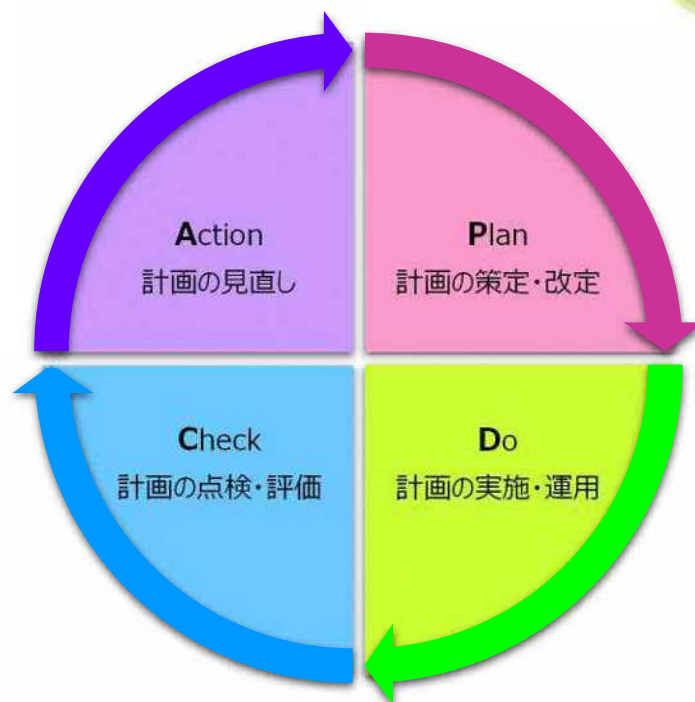
2 進行管理

「第 3 次三木市環境総合計画」を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、Plan（計画の策定・改定）、Do（計画の実施・運用）、Check（計画の点検及び評価）、Action（計画の見直し）の「PDCA サイクル」に基づき、これらの一連の流れを繰り返し行いながら計画の進行状況の把握と課題の解決に努めることで、継続的な改善を図ります。計画を推進していく中で、毎年、施策の進捗の点検、評価を庁内で行い、その内容を三木市環境審議会の場合において審議することとします。

また、計画の中間年度で、必要があれば目標値や項目の見直しなどを行うとともに、計画期間の最終年度である 2030 年度に、5 つの基本目標で設定した指標を基に計画の点検及び評価を行います。

今後、「第 3 次三木市環境総合計画」及び個別計画に基づく各種事業を実施するとともに、その結果を市のホームページや広報などを活用し、広く情報発信に取り組みます。

計画の推進に向けて、基本目標ごとの環境施策を実施する担当部署の一覧を次ページに示しています。



基本目標 1 地球温暖化対策に取り組む脱炭素なまち

| 方向性 | 施策 | 担当部署 |
|-----------------|----------------------|-----------------------|
| 行政による地球温暖化対策の実施 | 公共施設の省エネルギー化の推進 | 財政課、環境政策課、生活安全課、教育施設課 |
| | 公共施設における再生可能エネルギーの利用 | 財政課、教育施設課 |
| | 次世代自動車の調達 | 財政課 |
| | 職員の意識の向上 | 総務課、環境政策課 |
| 地域での地球温暖化対策の実施 | 地球温暖化に関する周知 | 環境政策課 |
| | 再生可能エネルギーの利用 | 環境政策課 |
| | 省エネルギー化の促進 | 環境政策課 |
| | 環境産業の促進 | 縁結び課、環境政策課 |
| | 次世代自動車の利用 | 財政課、環境政策課 |
| | 公共交通機関及び自転車の利用 | 環境政策課、交通政策課 |
| | フロン類対策の実施 | 環境政策課 |
| 気候変動による影響への対応 | 豪雨対策の推進 | 農業整備課、道路河川課、下水道課 |
| | 熱中症対策の実施 | 健康増進課、都市政策課、救急救助課 |
| | 感染症対策の実施 | 環境政策課、健康増進課 |
| | 災害発生時の非常用電源の確保 | 危機管理課、財政課 |

基本目標 2 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

| 方向性 | 施策 | 担当部署 |
|-------------|-----------------|-------------------|
| 生物多様性の保全 | 希少種の保護 | 環境政策課 |
| | 動植物の生息・生育環境の整備 | 環境政策課 |
| | 特定外来生物対策の実施 | 環境政策課、農業振興課、農地整備課 |
| | 有害鳥獣対策の実施 | 農業振興課 |
| 自然とふれあう場の創出 | 自然体験活動や自然観察会の開催 | 環境政策課 |
| | 里山の保全・再生 | 農業振興課 |
| 農地の保全 | 農地の有効利用の促進 | 農業振興課、農業委員会 |
| | 環境への影響が少ない農業の普及 | 農業振興課 |
| | 地産地消の推進 | 観光振興課、農業振興課、教育施設課 |

基本目標 3 3Rの推進による資源が循環するまち

| 方向性 | 施策 | 担当部署 |
|--------------|--------------------|-----------|
| ごみの減量化の推進 | 家庭系ごみの発生抑制に向けた取り組み | 環境課、環境政策課 |
| | 再使用に関する取り組み | 環境課、環境政策課 |
| | 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み | 環境課 |
| ごみの分別と資源化の推進 | 分別の徹底 | 環境課 |
| | 店頭回収の推進 | 環境政策課 |
| | 小型家電の再生利用の推進 | 環境課 |
| | 資源ごみ集団回収運動等の推進 | 環境政策課 |

| 方向性 | 施策 | 担当部署 |
|------------|------------|------|
| ごみの適正処理の推進 | 収集体制等の整備 | 環境課 |
| | 適正処理の推進 | 環境課 |
| | 周知方法の工夫 | 環境課 |
| | 災害廃棄物対策の実施 | 環境課 |

基本目標 4 地域の良い環境を創出する安全・快適なまち

| 方向性 | 施策 | 担当部署 |
|-----------------|----------------|--|
| 公害の発生防止 | 大気質の保全 | 環境政策課 |
| | 水質の保全 | 環境政策課、下水道課 |
| | 騒音・振動の発生防止 | 環境政策課 |
| | 土壌の保全 | 環境政策課 |
| | 悪臭の発生防止 | 環境政策課 |
| | 有害化学物質対策等の実施 | 環境政策課 |
| 居住環境と地域の景観資源の保全 | 公園・緑地の維持管理 | 都市政策課 |
| | 良好な景観環境の維持 | 都市政策課 |
| | 地域の景観の保全と活用 | 観光振興課、都市政策課、文化・スポーツ課 |
| | ポイ捨て防止対策の実施 | 環境政策課 |
| | 不法投棄の防止対策の実施 | 環境政策課 |
| | 発生抑制対策の実施 | 生活安全課 |
| 空家や空地の発生防止 | 空家の利活用の促進 | 縁結び課、危機管理課、生活安全課、商工振興課、都市政策課、建築住宅課、農業委員会 |
| | 管理不全な空家や空地への対応 | 生活安全課 |
| | | |
| 歴史・文化資源の保全と継承 | 歴史・文化資源の保全 | 文化・スポーツ課 |
| | 歴史・文化資源の継承 | 文化・スポーツ課 |

基本目標 5 地域みんなの力で環境を良くするまち

| 方向性 | 施策 | 担当部署 |
|---------------|--------------------|-------------------------|
| 環境教育・環境学習の推進 | 学校での環境教育・環境学習の実施 | 学校教育課 |
| | 地域での環境教育・環境学習の実施 | 環境政策課、生涯学習課 |
| | 環境教育・環境学習を担う人材の育成 | 環境政策課、生涯学習課 |
| 地域での環境保全活動の促進 | 環境保全活動への支援の実施 | 環境政策課、農地整備課、道路河川課、都市政策課 |
| | 事業活動における取り組みの促進 | 環境政策課、商工振興課 |
| | 環境に関する情報の発信 | 環境政策課 |
| 分野横断的な取組 | 広域連携の推進 | 環境政策課 |
| | 持続可能な社会の実現に向けた取り組み | 企画政策課、縁結び課、環境政策課、都市政策課 |

▶▶ 第7章 資料編 ◀◀

1 三木市環境基本条例

三木市は、これまで美囊川流域の恵まれた自然条件のもと、先人のたゆまぬ努力により、さまざまな農産物を生み出すとともに、金物産地としてその地位を確立するなど、快適で豊かな市民生活の基盤を築いてきた。

しかし、近年の社会経済の飛躍的な発展と急激な都市化の進展は、まちの形態や生活様式を大きく変化させ、水質汚濁、騒音等の発生、廃棄物の増加等をもたらし、身近な環境に少なからぬ影響を与えている。

更に、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする社会経済活動は、資源・エネルギーなどによる環境への負荷を増大し、これが地域、国境を越え、地球的規模で深刻さを増している。

私たちは、地域の環境が地球全体の環境を構成していることを深く認識し、市民が健康で安全かつ快適な生活を享受する権利を有することを確認するとともに、かけがえない限りある環境を次の世代に引き継いでいくことが、すべての市民の責務であることを改めて自覚するものである。

私たちは、「ともに生き、ともに築く安全かつ快適な生活環境づくり」を基調に、行政、事業者、市民が一体となり、環境に配慮した持続的発展が可能な社会への変革を目指し、ここに市民の総意として、三木市環境基本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、三木市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項その他必要な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民が健康で安全かつ快適な生活を享受しうる良好な環境の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境をいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障となるおそれのあるものをいう。



(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、公害の防止並びに環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会へ変革することを目的として、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力して、その施策の推進に努めなければならない。



（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動に伴って生じる公害を防止し、環境資源の活用その他事業活動が環境に配慮されたものとなるように、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように、必要な措置を講ずるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等を図り、環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

3 事業者は、地域における環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全及び創造に関する意識を高め、自ら進んで良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

2 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 市民は、地域における環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（市の基本施策）

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本施策を推進するものとする。

- (1) 公害を防止し、生活環境の保全及び創造を図ること。
- (2) 自然環境の保全、回復及び創造を図ること。
- (3) 歴史的文化的環境の保全及び活用を図ること。
- (4) 安全で快適な都市環境の確保を図ること。
- (5) 廃棄物の減量及び資源の有効利用を図ること。
- (6) 地球環境保全の推進を図ること。

（環境総合計画）

第8条 市長は、前条の基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、三木市環境総合計画(以下「環境総合計画」という。)を策定する。

2 環境総合計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策その他の必要な事項を定める。

3 市長は、環境総合計画を定めるに当たって、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、三木市環境審議会の意見を聴かななければならない。



- 4 市長は、環境総合計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(指針の策定)

第9条 市長は、前条の環境総合計画に基づき、必要な指針を策定しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境総合計画及び指針との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市域の環境の現状並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制措置)

第11条 市長は、公害を防止するため、必要な規制及び指示又は指導等の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、生活排水対策の推進、廃棄物の減量、景観の保全その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、事業者、市民及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が行う生活排水対策、廃棄物の減量、緑地の保全、活用等の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、助成、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査研究を行い、特に必要があるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

第13条 市長は、公害その他の環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等に関する施設その他必要な監視体制の整備に努めなければならない。



(公共施設の整備等)

第 14 条 市長は、公園、緑地その他の公共施設の整備に当たっては、その計画的配置に努め、環境への負荷の低減を図り、自然環境の保全及びその健全な利用を促進することにより、良好な環境の形成に資するように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、第 9 条の規定に基づき、土地の形状の変更、工作物等の新設その他これらに類する事業(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)が策定する計画について、自らその計画が環境に配慮されたものとなるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価等)

第 16 条 市は、開発事業のうち、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業を指定し、開発事業者に対して、その事業に係る環境への影響を事前に調査し、予測し、又は評価し、その結果に基づき、その事業が環境に配慮されたものとなるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の目的を達成するため、環境影響評価要綱の策定に努めるものとする。

(環境監査等の普及)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減に資するため、事業者及び市民が自らその活動に係る環境に与える影響の評価、監査等を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民参加等)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が、事業者、市民及び民間団体の参加、協力等により効果的に推進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及び民間団体が自発的に行う地域の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に関する活動が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。



(環境教育、学習の推進)

第 19 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者、市民及び民間団体が環境への理解を深めることにより、環境に配慮した生活又は行動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の体系的推進並びにこれらに係る施設及び情報の整備、提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三木市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境総合計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項その他の重要事項

3 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

4 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

(調査研究等)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(国際間及び自治体間の連携)

第 23 条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び国際機関、その他の地方公共団体等と連携して、その推進に努めるものとする。



附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条から第 6 条まで及び第 10 条から第 19 条までの規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(三木市環境保全条例の一部改正)

2 三木市環境保全条例(昭和 50 年三木市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 環境保全審議会(第 94 条)」を「第 7 章 削除」に改める。

第 7 章を次のように改める。

第 7 章 削除

第 94 条 削除

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年三木市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境保全審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 12 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。



2 計画の策定経過

(1) 三木市環境審議会委員(敬称略)

(任期：2025（令和7）年6月1日～2027（令和9）年5月31日）

| 選任区分 | 団体名等 | 委員名 | 備考 |
|---------------------|---------------------|-------|-----|
| 各種団体の推薦する者 | 三木商工会議所 | 岡田 紹宏 | |
| | 三木青年会議所 | 清水 孝一 | |
| | 三木工業協同組合 | 河原 秀行 | |
| | 三木市区長協議会連合会 | 密 祐浩 | 副会長 |
| | 吉川町商工会 | 三村 広昭 | |
| | 三木市保健衛生推進協議会 | 安井 由次 | |
| | 三木市農会長協議会 | 藤枝 恭行 | |
| | 三木市教育委員会 | 山口 正明 | |
| 関係行政機関の職員 | 北播磨県民局県民躍動室
環境参事 | 小坂 和也 | |
| | 市立中学校代表校長 | 高森 伸彦 | |
| | 県立高校代表校長 | 吉田 真治 | |
| 学識経験者 | 関西国際大学教授 | 宗田 好史 | 会長 |
| | (公財) ひょうご環境創造協会 | 住友 聡一 | |
| 市長が適当と認める者 | NPO 法人三木自然愛好研究会 | 北村 健 | |
| 市長が適当と認める者（公募による委員） | 個人 | 佐藤 孝介 | |
| | 同上 | 丸山 純子 | |
| | 同上 | 若田 芳枝 | |
| | 同上 | 松本 弘 | |
| | 同上 | 杉本 忠明 | |

(2) 策定経過

| 年月 | 審議事項 |
|------------------------------------|---|
| 2025（令和 7）
年度 第 1 回
三木市環境審議会 | <u>2025（令和 7）年 7 月 15 日（火）</u>
(1) 報告事項：三木市環境総合計画の進捗状況等について
(2) 審議事項：三木市環境総合計画の中間見直し（案）について |



3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

| 対象 | 配布方法 | 期間 | 回収結果 |
|----------------|----------------|---------------------------------|----------------------|
| 市民
2,000 通 | 郵送による
配布、回収 | 2020（令和2）年
9月4日（金）～9月30日（水） | 905 通
（回収率：45.3%） |
| 事業者
1,555 通 | 同上 | 2020（令和2）年
9月18日（金）～10月9日（金） | 503 通
（回収率：32.3%） |

(2) 調査結果

～～～～～～～～～～市民～～～～～～～～～～

問1 あなた御自身のことについてお尋ねします。（単一回答）

【性別】



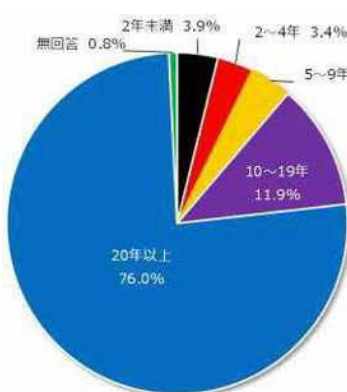
【年齢】



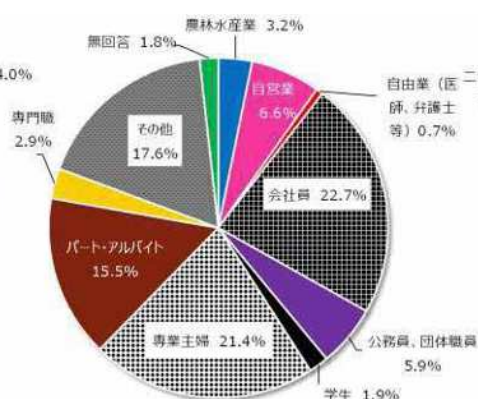
【居住地域】



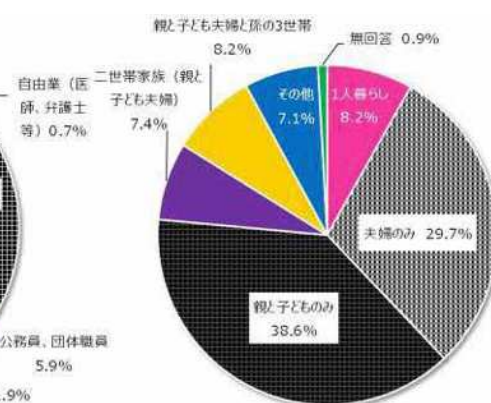
【居住年数】



【職業】



【世帯構成】

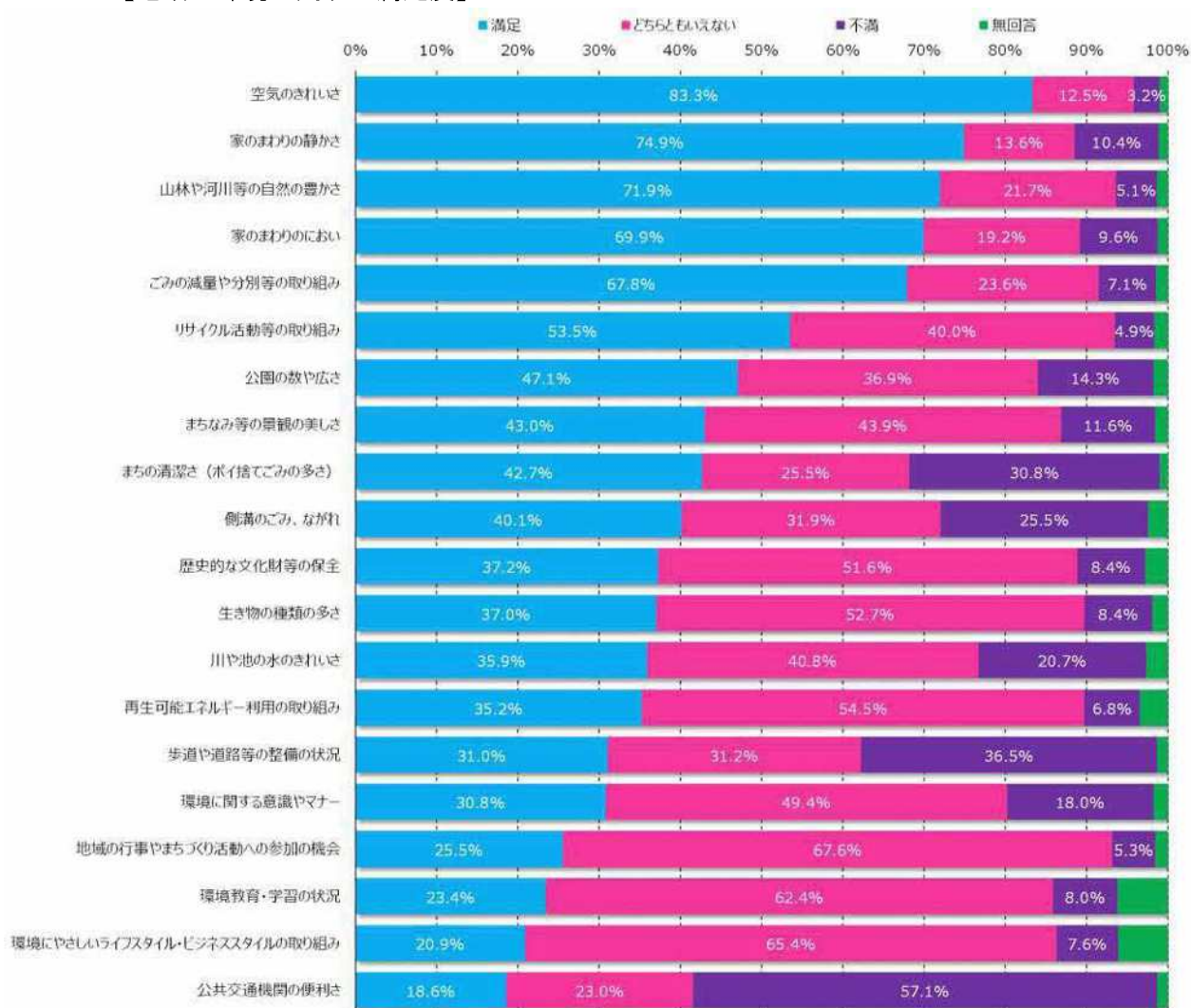


【通勤・通学の主な交通手段】

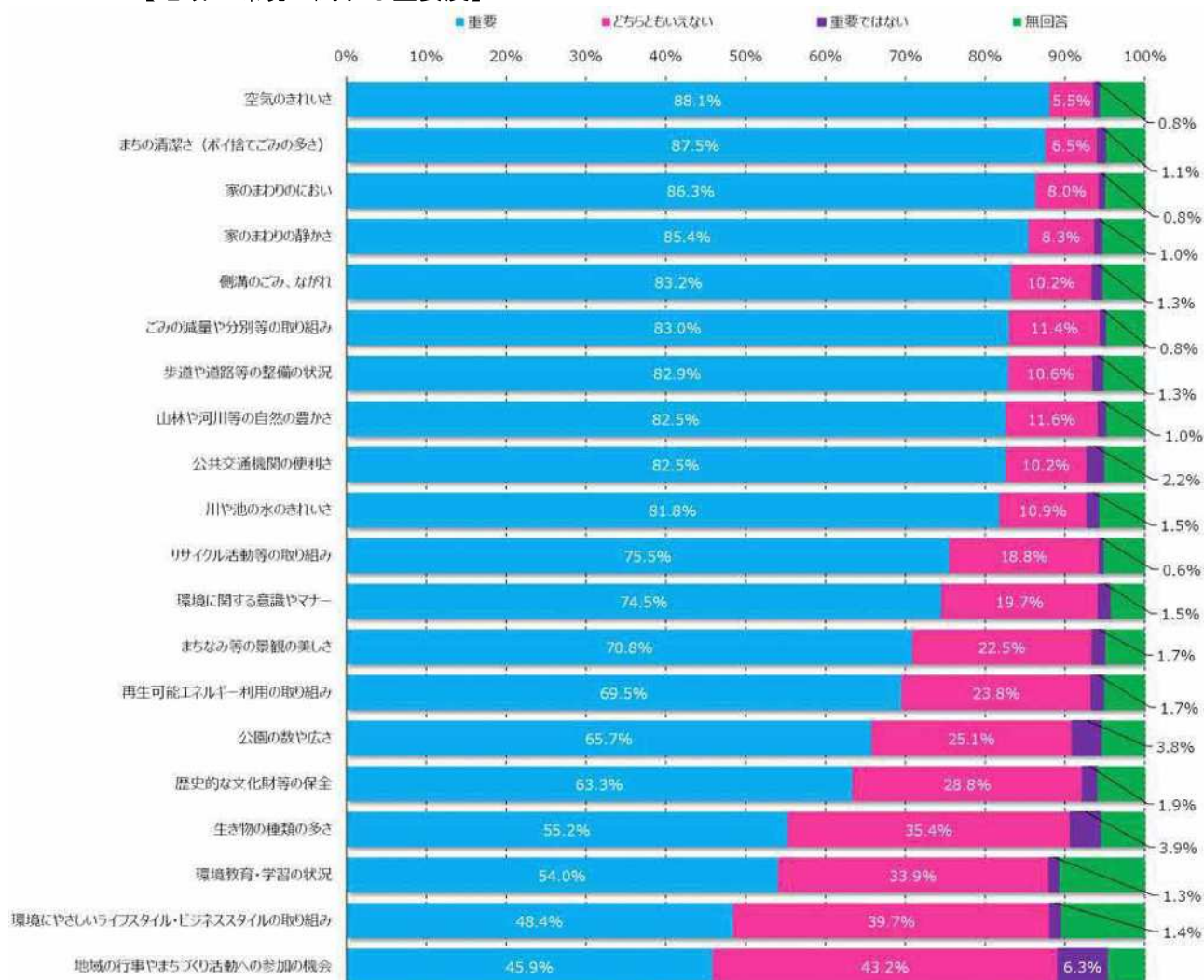


問2 あなたは、お住まいの地域を中心とした環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の三木市にとって、どの程度重要だと思われるですか。（単一回答）

【地域の環境に関する満足度】

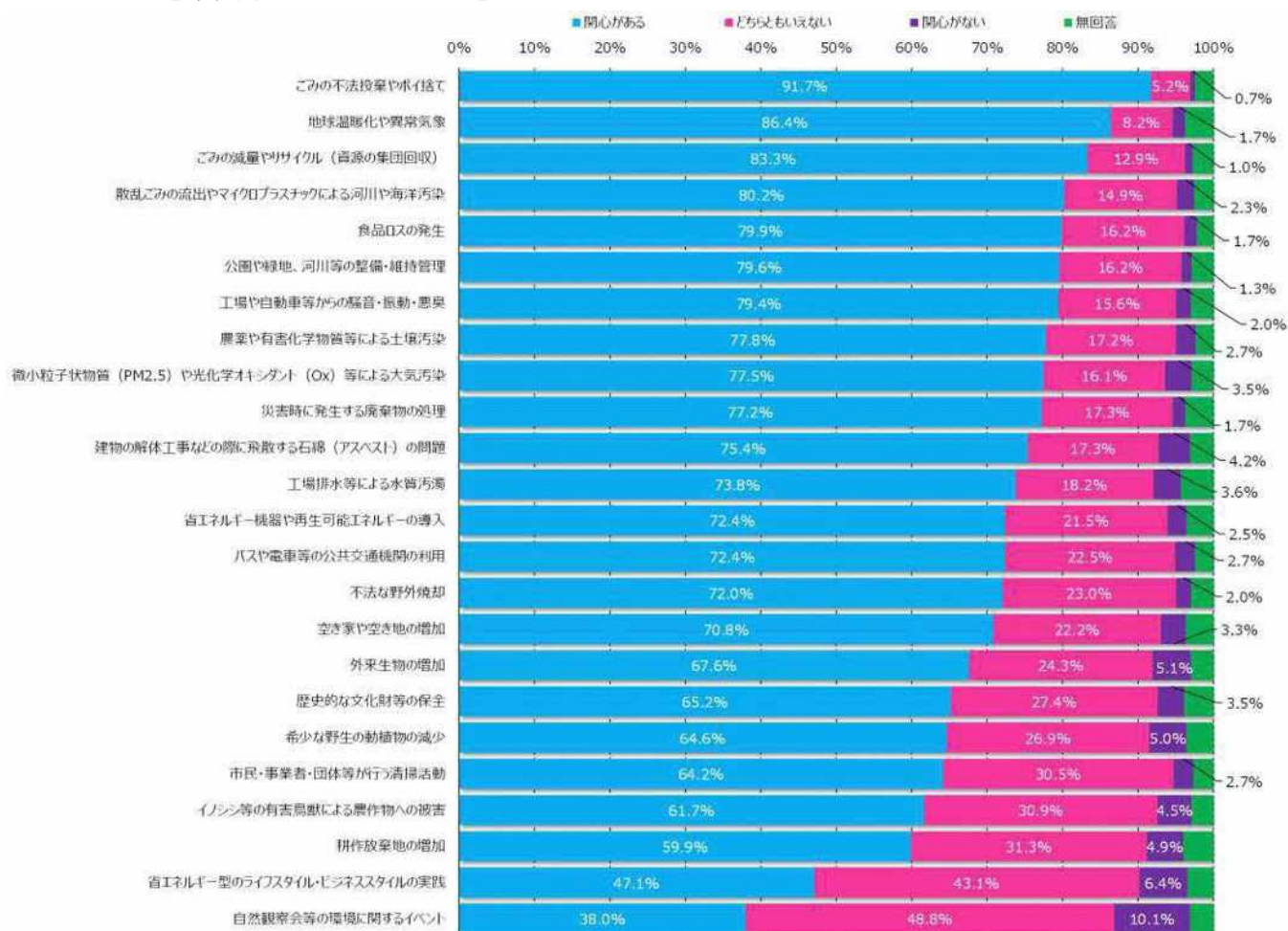


【地域の環境に関する重要度】

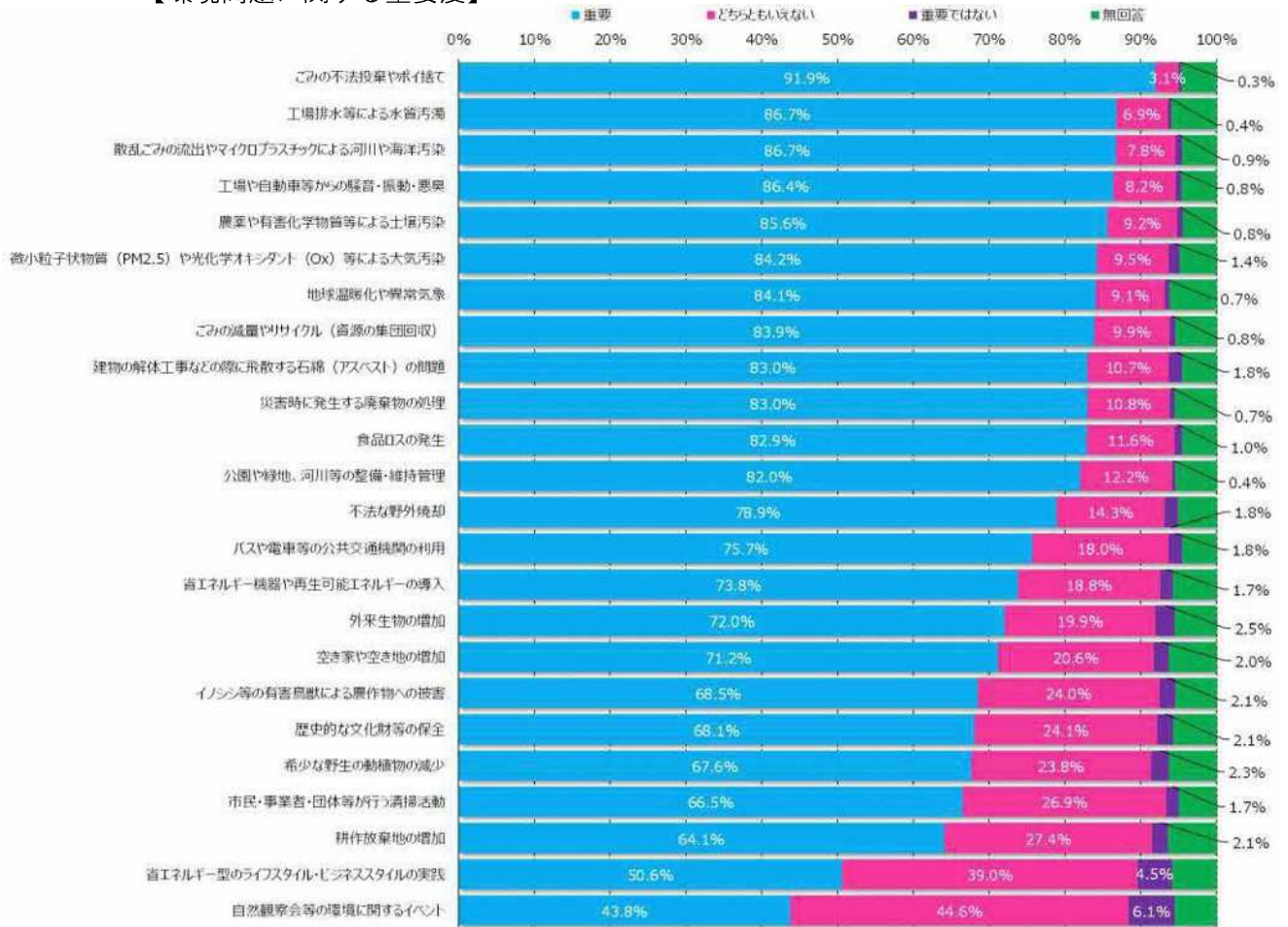


問3 あなたは、環境に関する以下の項目について、どの程度関心がありますか。また、将来の三木市にとって、どの程度重要だと思われますか。（単一回答）

【環境問題に関する関心度】



【環境問題に関する重要度】



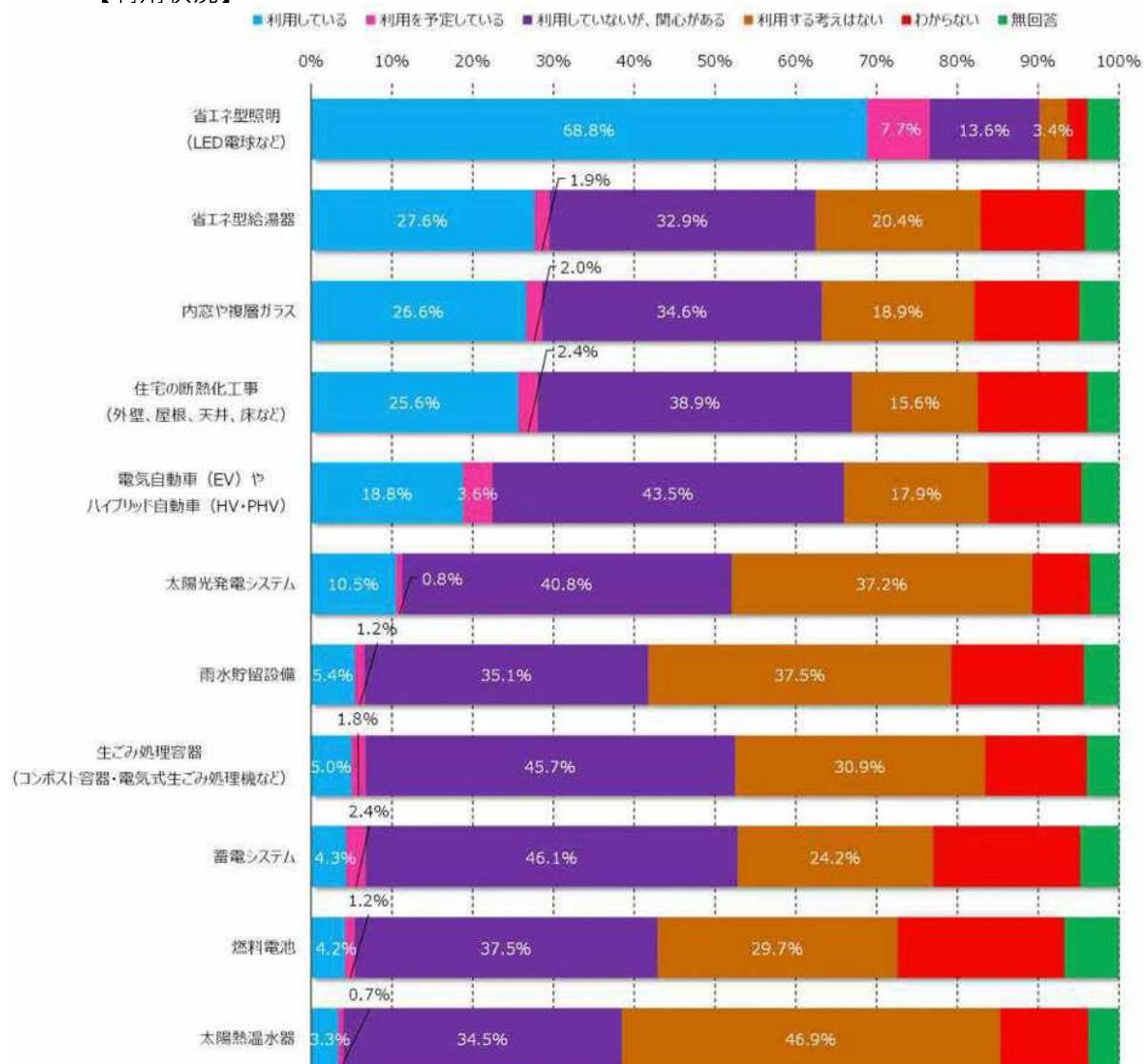
問 4 あなたは、以下に示す環境にやさしい行動について、日頃の程度実施していますか。（単一回答）

【取り組み状況】



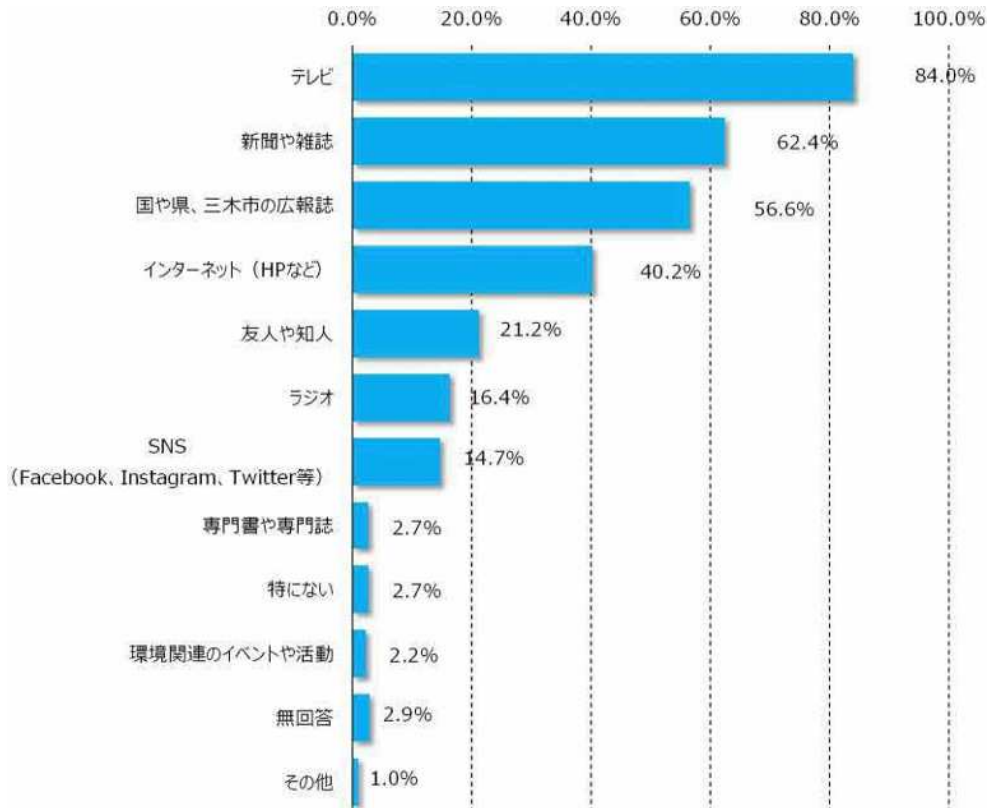
問5 あなたの御家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。(単一回答)

【利用状況】



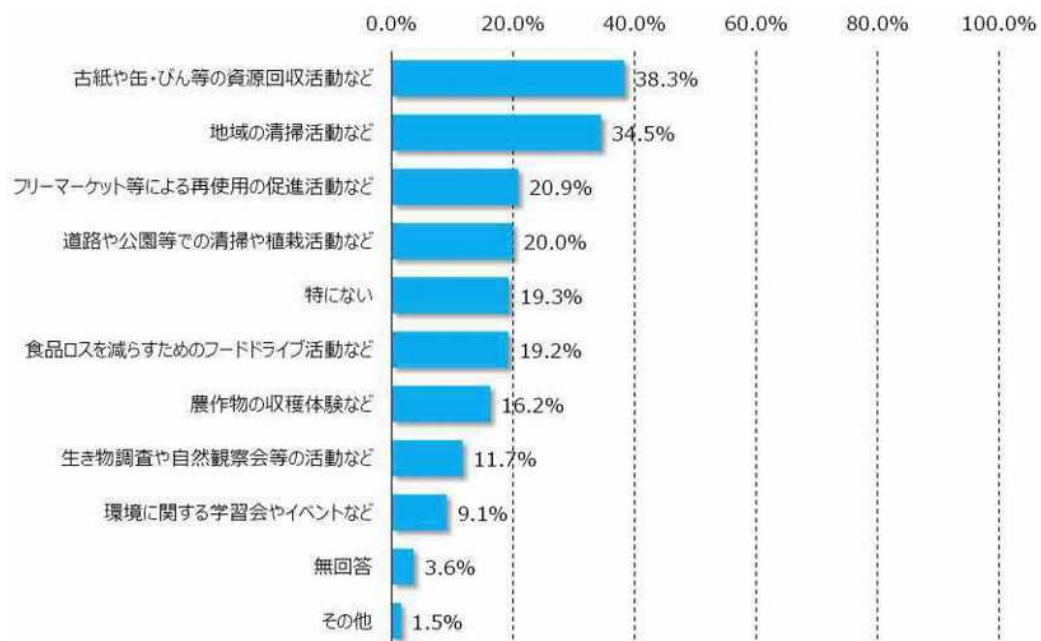
問 6 あなたは、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。(複数回答)

【環境に関する情報の入手手段】



問 7 三木市のより良い環境のために、あなたが取り組んでみたいと思う活動はどれですか。(複数回答)

【取り組んでみたい活動】



問 7 クロス集計結果※（年齢×性別）

| 生き物調査や自然
観察会等の活動など | 回答数（人） | | | 割合（％） | | |
|-----------------------|--------|----|----|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代～20代 | 1 | 6 | 7 | 14.3% | 85.7% | 100.0% |
| 30代～40代 | 17 | 19 | 36 | 47.2% | 52.8% | 100.0% |
| 50～60代 | 18 | 16 | 34 | 52.9% | 47.1% | 100.0% |
| 70代以上 | 10 | 5 | 15 | 66.7% | 33.3% | 100.0% |
| 合計 | 46 | 46 | 92 | 50.0% | 50.0% | 100.0% |

| 農作物の
収穫体験など | 回答数（人） | | | 割合（％） | | |
|----------------|--------|----|-----|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代～20代 | 3 | 9 | 12 | 25.0% | 75.0% | 100.0% |
| 30代～40代 | 14 | 35 | 49 | 28.6% | 71.4% | 100.0% |
| 50～60代 | 12 | 32 | 44 | 27.3% | 72.7% | 100.0% |
| 70代以上 | 12 | 17 | 29 | 41.4% | 58.6% | 100.0% |
| 合計 | 41 | 93 | 134 | 30.6% | 69.4% | 100.0% |

| 古紙や缶・びん等の
資源回収活動など | 回答数（人） | | | 割合（％） | | |
|-----------------------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代～20代 | 6 | 10 | 16 | 37.5% | 62.5% | 100.0% |
| 30代～40代 | 22 | 34 | 56 | 39.3% | 60.7% | 100.0% |
| 50～60代 | 49 | 76 | 125 | 39.2% | 60.8% | 100.0% |
| 70代以上 | 37 | 65 | 102 | 36.3% | 63.7% | 100.0% |
| 合計 | 114 | 185 | 299 | 38.1% | 61.9% | 100.0% |

| 道路や公園等での
清掃や植栽活動など | 回答数（人） | | | 割合（％） | | |
|-----------------------|--------|----|-----|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代～20代 | 4 | 4 | 8 | 50.0% | 50.0% | 100.0% |
| 30代～40代 | 18 | 8 | 26 | 69.2% | 30.8% | 100.0% |
| 50～60代 | 33 | 31 | 64 | 51.6% | 48.4% | 100.0% |
| 70代以上 | 24 | 27 | 51 | 47.1% | 52.9% | 100.0% |
| 合計 | 79 | 70 | 149 | 53.0% | 47.0% | 100.0% |

※：クロス集計結果についてはサンプル数が少ないため、三木市全体の総意とはせず、傾向を考慮するに留める。



| 地域の清掃活動など | 回答数（人） | | | 割合（％） | | |
|-----------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代～20代 | 5 | 8 | 13 | 38.5% | 61.5% | 100.0% |
| 30代～40代 | 19 | 34 | 53 | 35.8% | 64.2% | 100.0% |
| 50～60代 | 49 | 60 | 109 | 45.0% | 55.0% | 100.0% |
| 70代以上 | 36 | 53 | 89 | 40.4% | 59.6% | 100.0% |
| 合計 | 109 | 155 | 264 | 41.3% | 58.7% | 100.0% |

| 環境に関する学習会
やイベントなど | 回答数（人） | | | 割合（％） | | |
|----------------------|--------|----|----|-------|--------|--------|
| | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代～20代 | 0 | 2 | 2 | 0.0% | 100.0% | 100.0% |
| 30代～40代 | 5 | 10 | 15 | 33.3% | 66.7% | 100.0% |
| 50～60代 | 15 | 18 | 33 | 45.5% | 54.5% | 100.0% |
| 70代以上 | 9 | 11 | 20 | 45.0% | 55.0% | 100.0% |
| 合計 | 29 | 41 | 70 | 41.4% | 58.6% | 100.0% |

| フリーマーケット等による
再使用の促進活動など | 回答数（人） | | | 割合（％） | | |
|----------------------------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代～20代 | 6 | 14 | 20 | 30.0% | 70.0% | 100.0% |
| 30代～40代 | 15 | 27 | 42 | 35.7% | 64.3% | 100.0% |
| 50～60代 | 21 | 38 | 59 | 35.6% | 64.4% | 100.0% |
| 70代以上 | 10 | 33 | 43 | 23.3% | 76.7% | 100.0% |
| 合計 | 52 | 112 | 164 | 31.7% | 68.3% | 100.0% |

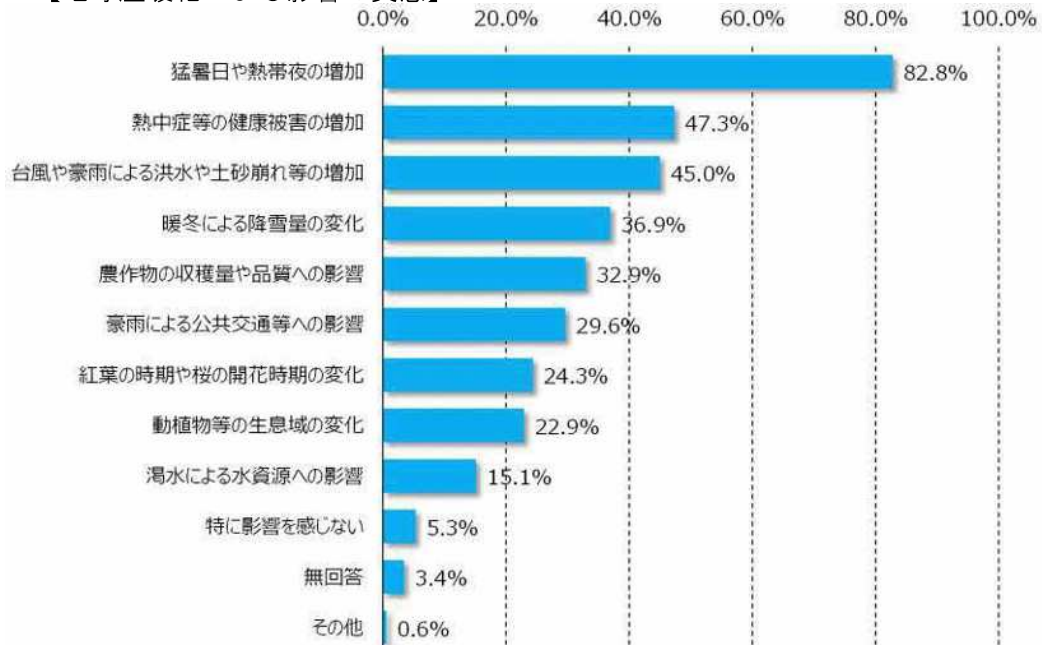
| 食品ロスを減らすための
フードドライブ活動など | 回答数（人） | | | 割合（％） | | |
|----------------------------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
| | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代～20代 | 3 | 11 | 14 | 21.4% | 78.6% | 100.0% |
| 30代～40代 | 9 | 39 | 48 | 18.8% | 81.3% | 100.0% |
| 50～60代 | 16 | 51 | 67 | 23.9% | 76.1% | 100.0% |
| 70代以上 | 7 | 24 | 31 | 22.6% | 77.4% | 100.0% |
| 合計 | 35 | 125 | 160 | 21.9% | 78.1% | 100.0% |

〔注〕端数処理の関係で、合計が一致しない。



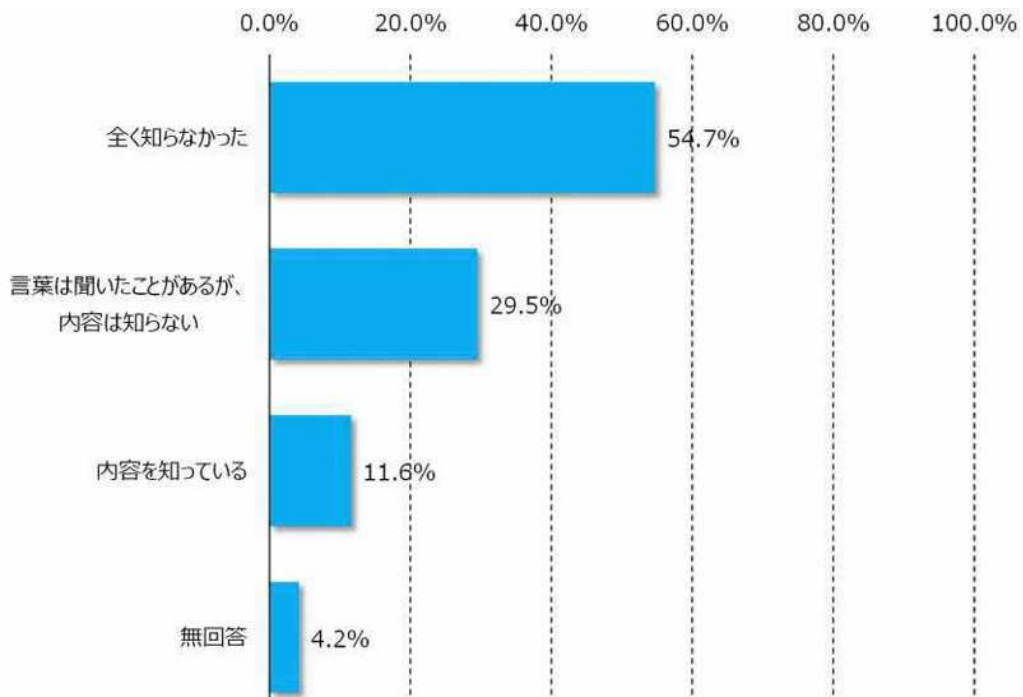
問 8 近年、地球温暖化による影響が各分野に現れています。三木市内で発生している影響として、あなたが特に実感しているものはありますか。（複数回答）

【地球温暖化による影響の実感】



問 9 あなたは、持続可能な世界を実現するため、先進国と発展途上国の全ての国が取り組む国際社会共通の目標となる「SDGs」を知っていますか。（単一回答）

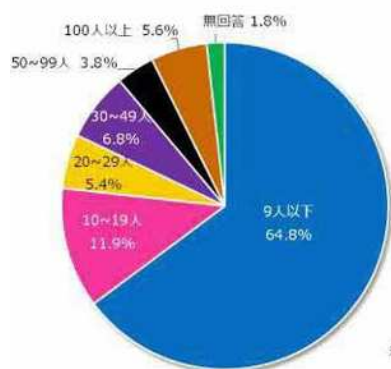
【「SDGs(持続可能な開発目標)」に関する認知度】



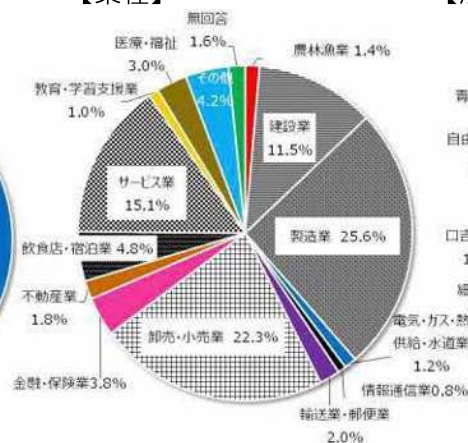
事業者

問 1 貴事業所の概要についてお尋ねします。(単一回答)

【従業員数】



【業種】



【所在地】



【事業年数】

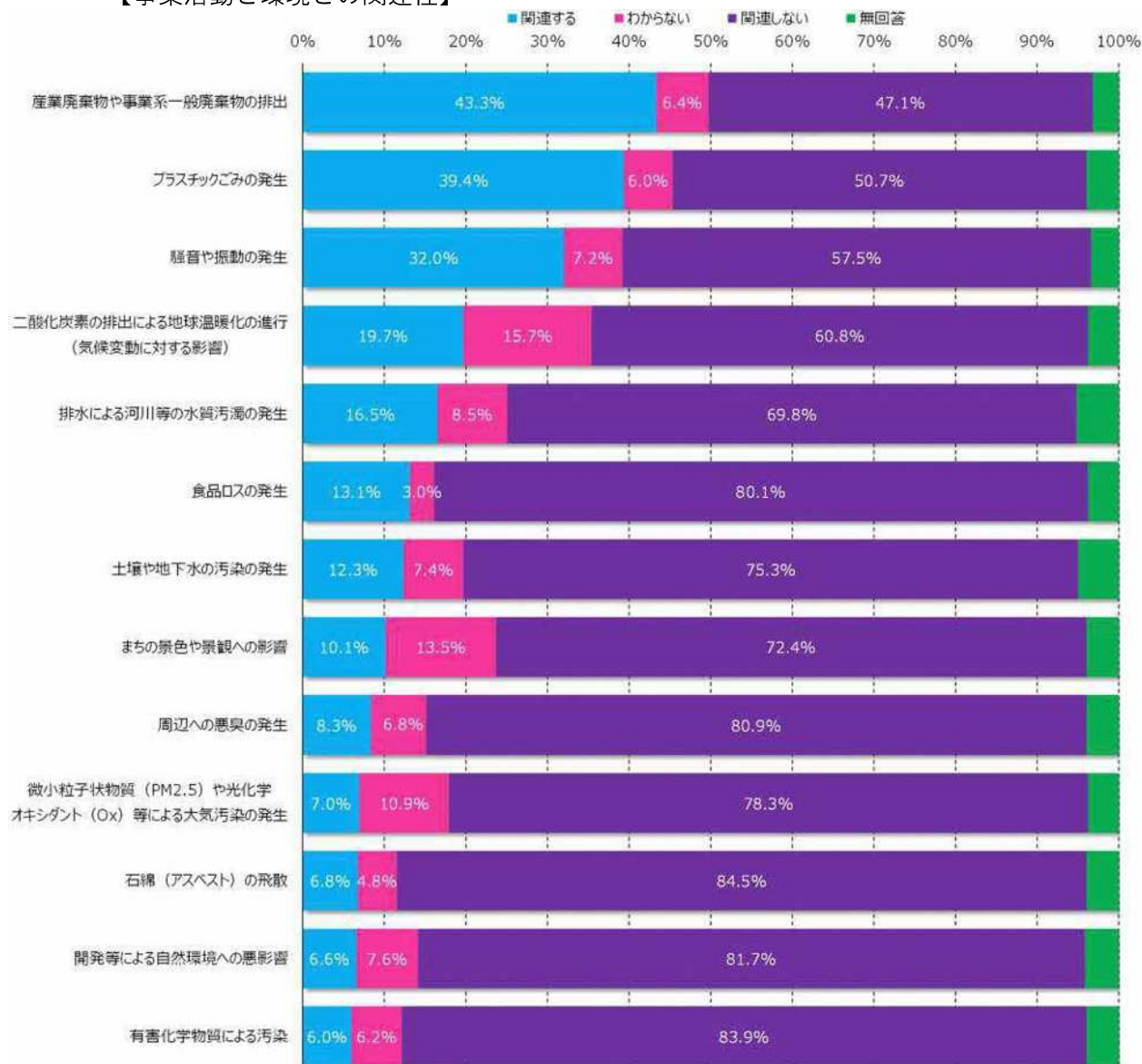


【事業形態】



問 2 貴事業所の事業活動（製造、販売、使用、廃棄など）は、次の環境問題と関連していると思いますか。（単一回答）

【事業活動と環境との関連性】



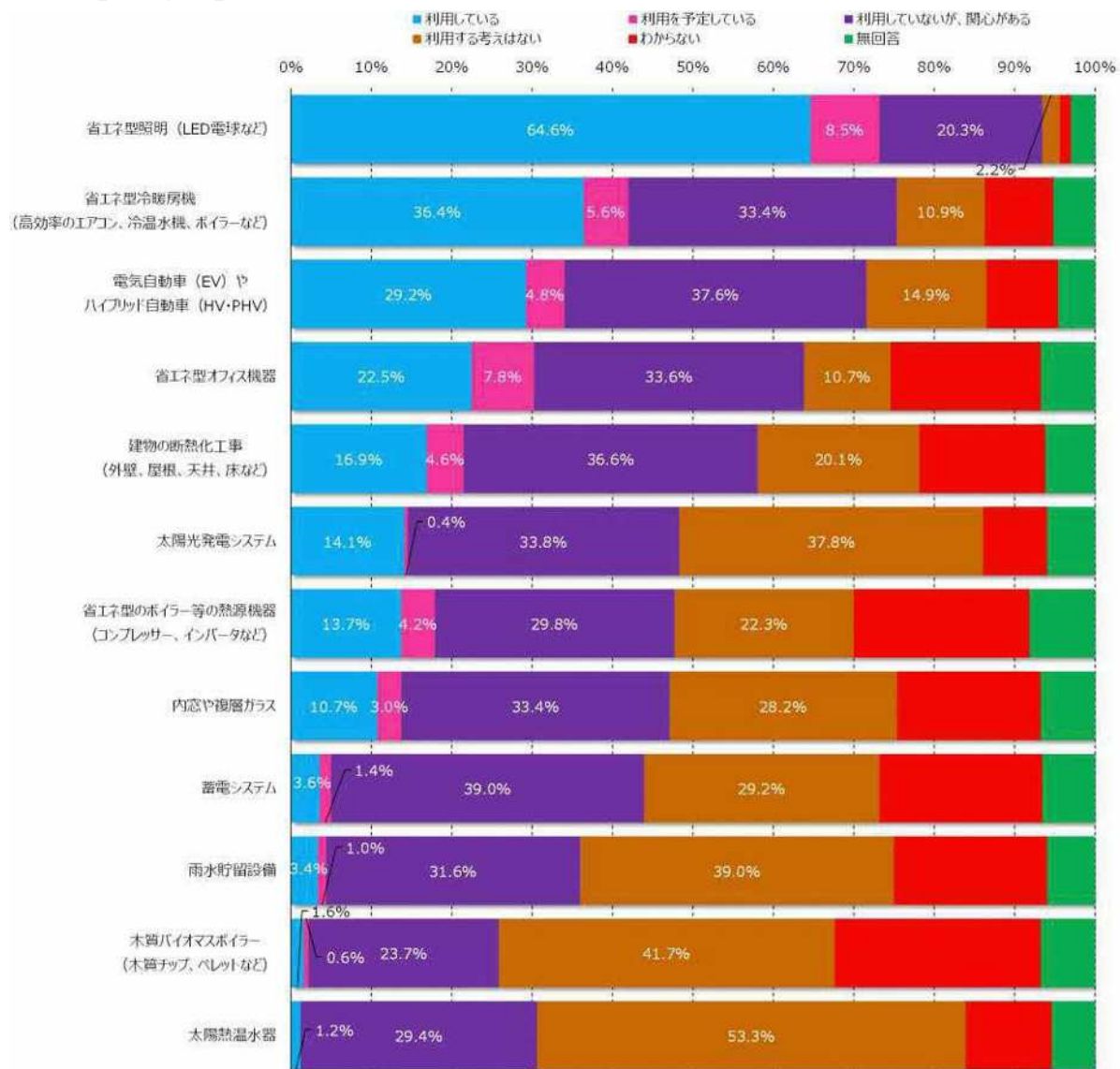
問3 貴事業所では、環境保全のための取り組みについて、日頃どの程度実施していますか。（単一回答）

【取り組み状況】



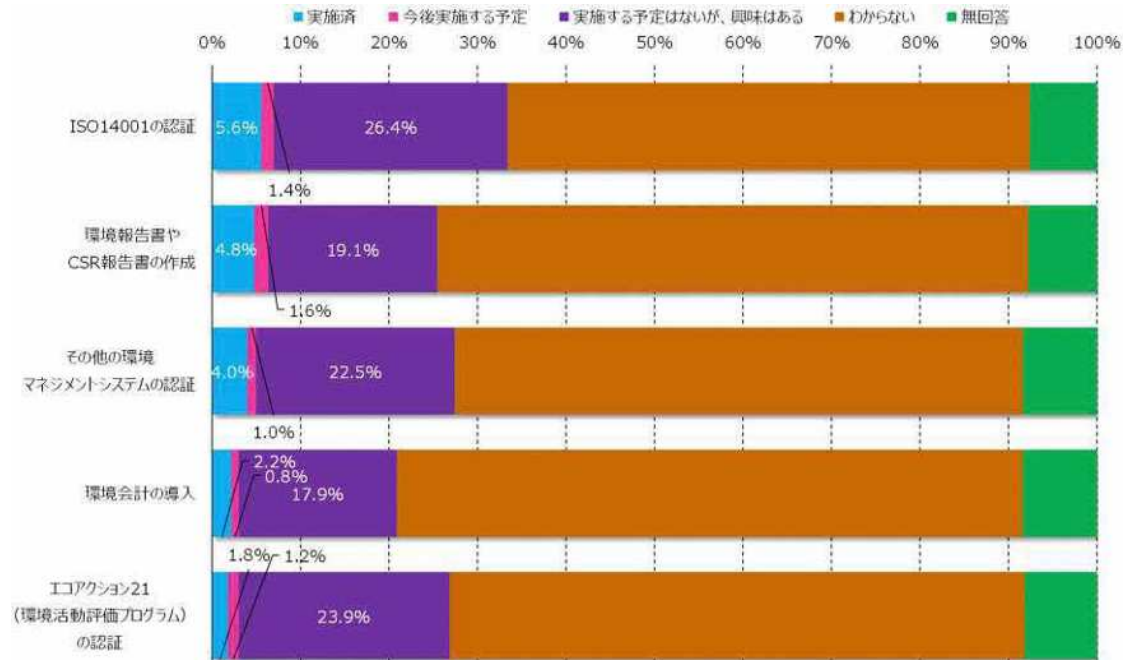
問 4 貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。（単一回答）

【利用状況】



問 5 貴事業所では、環境に配慮した経営管理について、どのように取り組まれていますか。（単一回答）

【環境に配慮した経営管理】



問 5 クロス集計結果※（従業員数×わからない）

| ISO14001 の認証 | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|--------------|----------|--------|
| 9人以下 | 207 | 70.9% |
| 10～19人 | 37 | 12.7% |
| 20人以上 | 48 | 16.4% |
| 合計 | 292 | 100.0% |

| エコアクション 21（環境活動評価プログラ）の認証 | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|---------------------------|----------|--------|
| 9人以下 | 224 | 69.6% |
| 10～19人 | 40 | 12.4% |
| 20人以上 | 58 | 18.0% |
| 合計 | 322 | 100.0% |

〔注〕 端数処理の関係で、合計が一致しない。

※：クロス集計結果についてはサンプル数が少ないため、三木市全体の総意とはせず、傾向を考慮するに留める。

| その他の環境マネジメントシステムの認証 | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|---------------------|----------|--------|
| 9人以下 | 218 | 68.6% |
| 10～19人 | 41 | 12.9% |
| 20人以上 | 59 | 18.6% |
| 合計 | 318 | 100.0% |

〔注〕 端数処理の関係で、合計が一致しない。

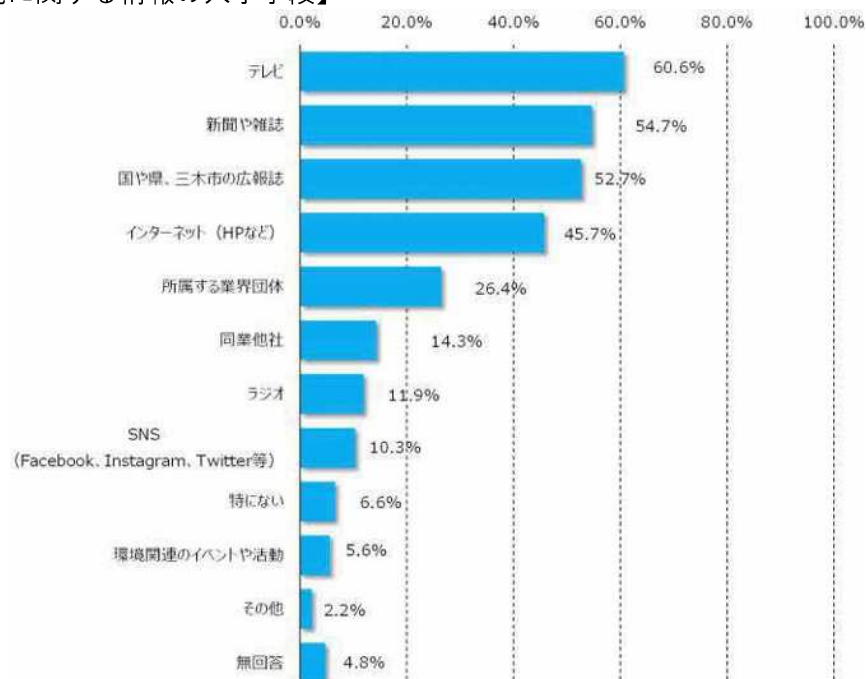
| 環境報告書やCSR報告書の作成 | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|-----------------|----------|--------|
| 9人以下 | 218 | 68.6% |
| 10～19人 | 41 | 12.9% |
| 20人以上 | 59 | 18.6% |
| 合計 | 318 | 100.0% |

〔注〕 端数処理の関係で、合計が一致しない。

| 環境会計の導入 | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|---------|----------|--------|
| 9人以下 | 237 | 67.3% |
| 10～19人 | 46 | 13.1% |
| 20人以上 | 69 | 19.6% |
| 合計 | 352 | 100.0% |

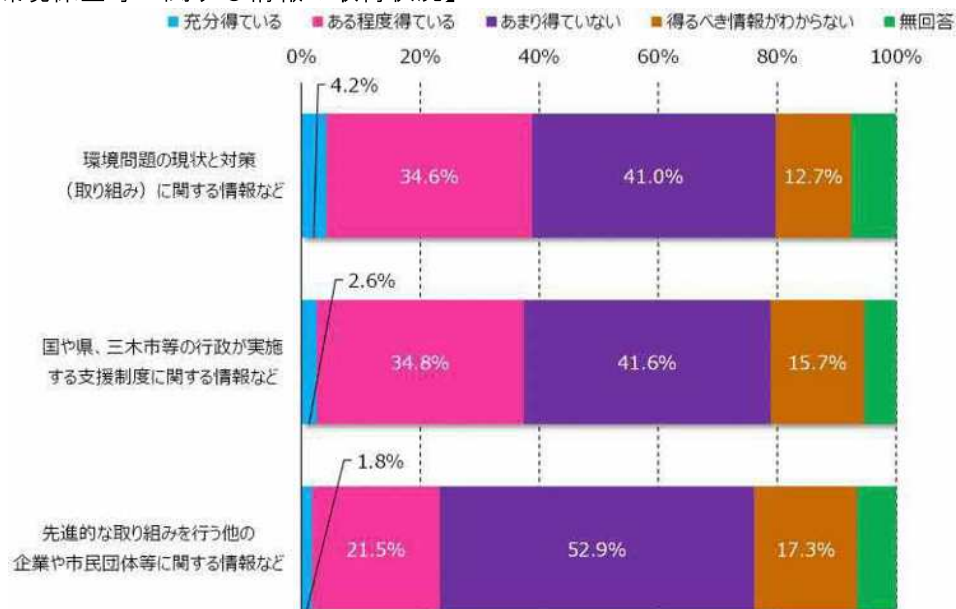
問6 貴事業所では、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。（複数回答）

【環境に関する情報の入手手段】



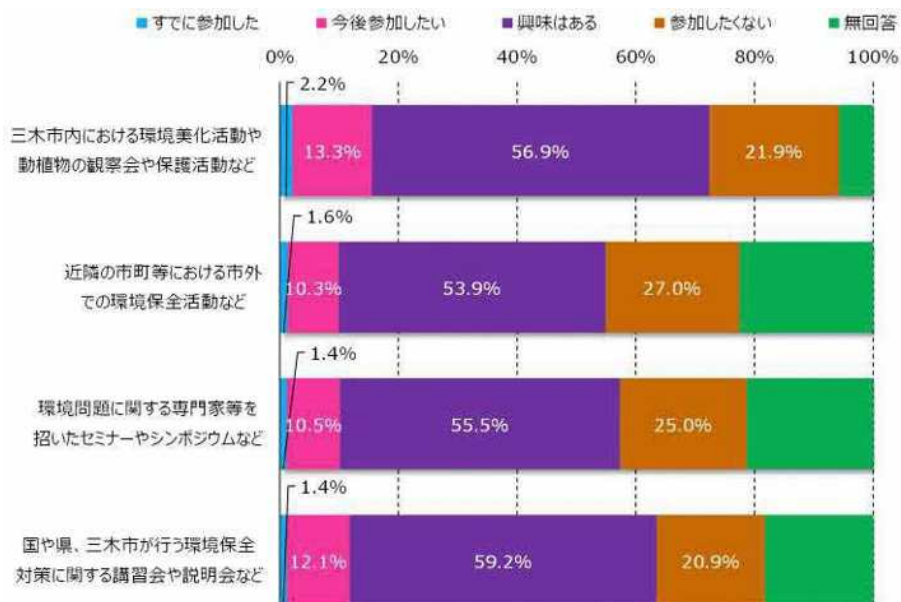
問 7 貴事業所では、環境保全等に関する情報をどの程度、得ていますか。（単一回答）

【環境保全等に関する情報の取得状況】



問 8 三木市のより良い環境のために、貴事業所として、環境保全に関するセミナーや活動等に参加してみたいですか。（単一回答）

【環境保全に関するセミナーや活動への参加意向】



問 8 クロス集計結果※（従業員数×（今後参加したい＋興味はある））

| 環境問題に関する専門家等を
招いたセミナーやシンポジウムなど | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|-----------------------------------|----------|--------|
| 9人以下 | 198 | 60.6% |
| 10～29人 | 62 | 19.0% |
| 30人以上 | 67 | 20.5% |
| 合計 | 327 | 100.0% |

〔注〕端数処理の関係で、合計が一致しない。

| 国や県、三木市が行う環境保全対策に
関する講習会や説明会など | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|-----------------------------------|----------|--------|
| 9人以下 | 215 | 60.7% |
| 10～29人 | 69 | 19.5% |
| 30人以上 | 70 | 19.8% |
| 合計 | 354 | 100.0% |

| 三木市内における環境美化活動や動植物の
観察会や保護活動など | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|-----------------------------------|----------|--------|
| 9人以下 | 212 | 61.1% |
| 10～29人 | 66 | 19.0% |
| 30人以上 | 69 | 19.9% |
| 合計 | 347 | 100.0% |

〔注〕端数処理の関係で、合計が一致しない。

| 近隣の市町等における市外での環境保全活動など | 回答数（事業所） | 割合（％） |
|------------------------|----------|--------|
| 9人以下 | 195 | 60.9% |
| 10～29人 | 58 | 18.1% |
| 30人以上 | 67 | 20.9% |
| 合計 | 320 | 100.0% |

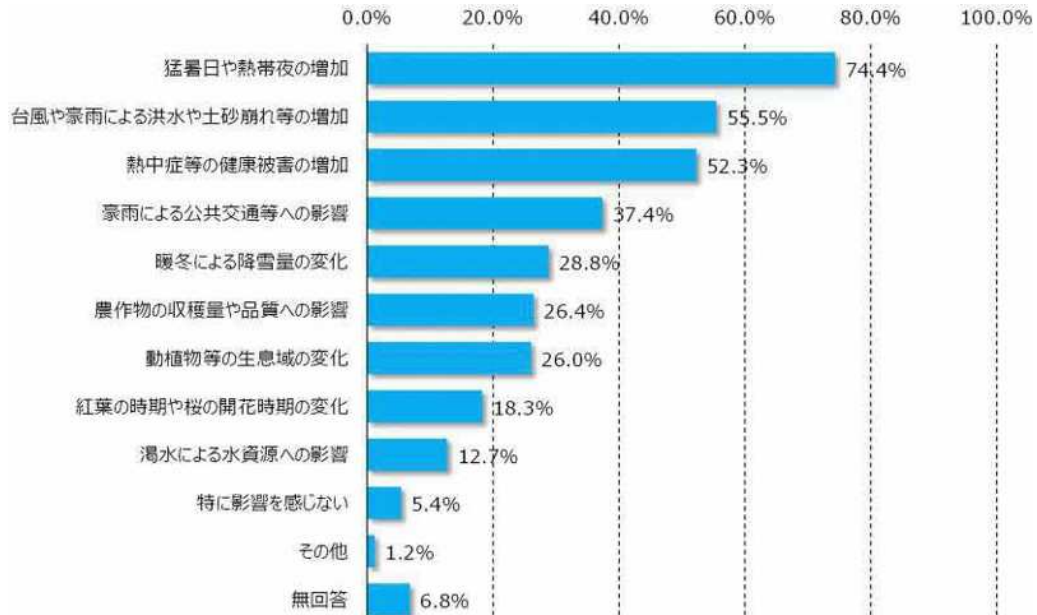
〔注〕端数処理の関係で、合計が一致しない。

※：クロス集計結果についてはサンプル数が少ないため、三木市全体の総意とはせず、傾向を考慮するに留める。



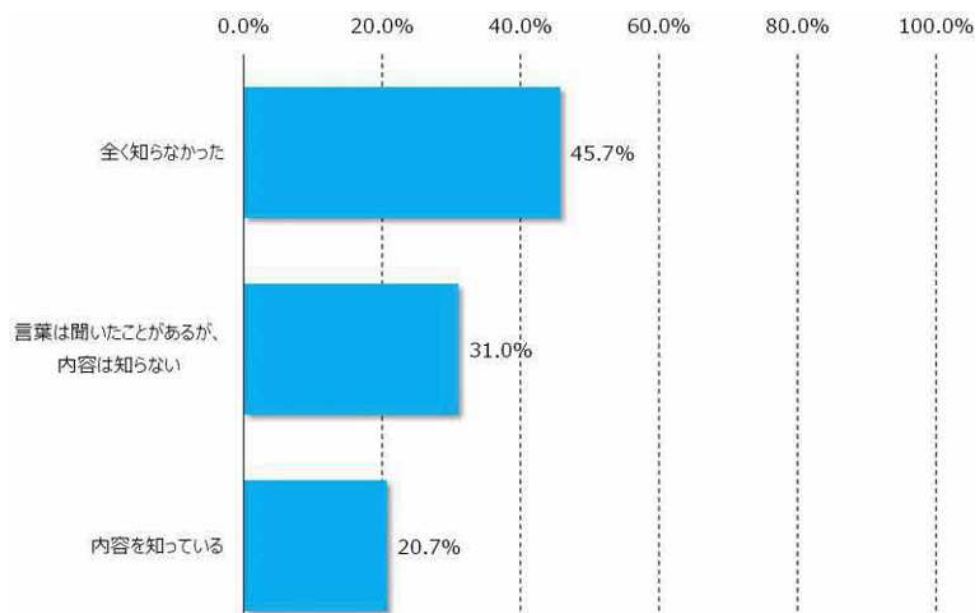
問 9 近年、地球温暖化による影響が各分野に現れています。三木市内で発生している影響として、貴事業所で特に実感しているものはありますか。（複数回答）

【地球温暖化による影響の実感】



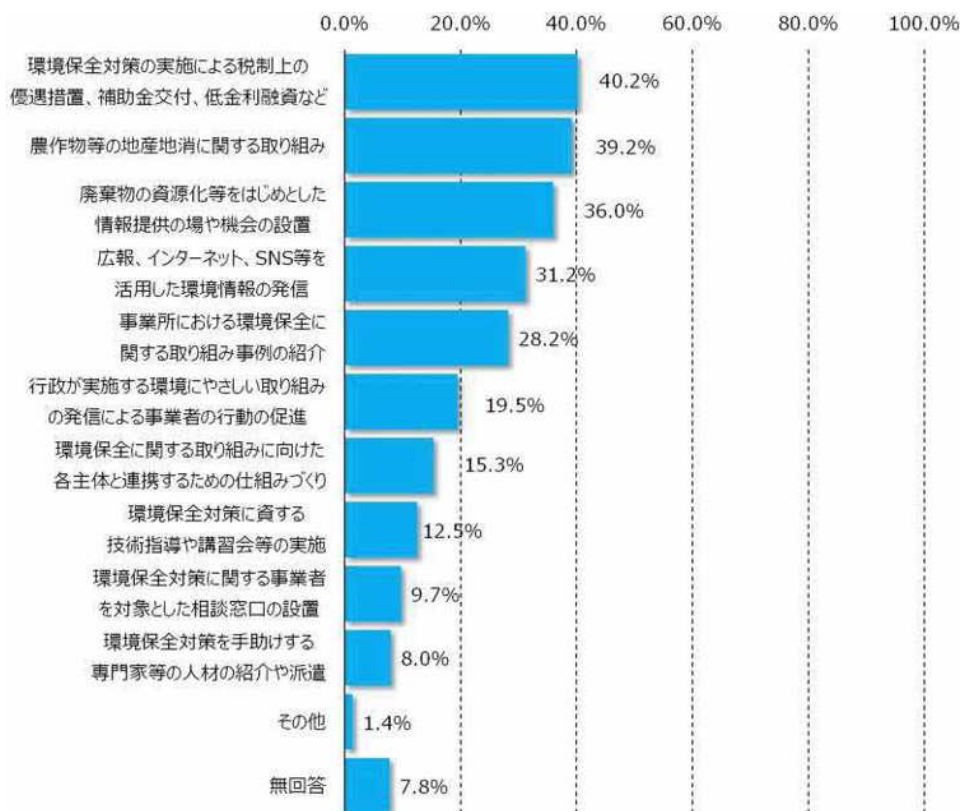
問 10 貴事業所では、持続可能な世界を実現するため、先進国と発展途上国の全ての国が取り組む国際社会共通の目標となる「SDGs」を知っていますか。（単一回答）

【「SDGs(持続可能な開発目標)」に関する認知度】



問 11 より良い環境を目指していく中で、貴事業所は、三木市の取り組みとして、
どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答）

【三木市が力を入れていくべき分野】



4 用語集

～あ行～

【アスベスト】

天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、断熱材、建築材、車のブレーキ等に広く利用されてきた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが判明し、使用制限、または、禁止の措置が講じられるようになった。

【一酸化炭素】

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成される物質のこと。環境中の主要な発生源は、自動車の排出ガスによる。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収される。

【温室効果ガス】

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類の物質のこと（「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第2条第3項に規定）。

～か行～

【環境基本法】

環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律で、環境に関する全ての法律の最上位に位置する。環境の保全に向けて、基本理念を明らかにし、社会の構成員のそれぞれ（国、地方公共団体、事業者、国民）の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけではなく、将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としている。

【環境の保全と創造に関する条例】

兵庫県が1995（平成11）年7月に制定した条例のこと。内容としては、県民・事業者・行政等の社会の構成員の全ての参画と協働により、自然と共生し、持続的发展が可能な環境適合型社会の形成を目指して環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んでいる。



【環境マネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【気候変動適応法】

我が国における適応策の法的位置付けを明確化し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法律のこと。内容としては、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際展開等の4つの柱から成り立つ。

【光化学オキシダント（Ox）】

大気中の揮発性有機化合物、窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などの植物にも影響を与える。また、光化学オキシダント（Ox）に起因するスモッグを光化学スモッグという。

【公害】

「環境基本法」では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。（典型7公害）

【小型家電】

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機を除く、一般消費者が通常生活で使用する小型の電子機器・電気機械器具全般のこと。例えば、FAX、携帯電話、電話機、プリンター、マウス、キーボード、電卓、電子辞書、DVDプレーヤー、ラジカセ、音楽プレーヤー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、炊飯ジャー、トースター、ヘアドライヤー、電子体温計、家庭用ゲーム機、ゲームコントローラー、アイロン、家庭用ミシン、カーナビ、ACアダプター、リモコンなどが該当する。



【国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）】

1992（平成 4）年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づいて毎年開催される国際会議のこと。

~~~~~さ行~~~~~

【再生可能エネルギー】

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生が可能な枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力等がある。

【食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）】

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他の食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律のこと。

【水質汚濁防止法】

公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とする法律のこと。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基準が「環境基本法」に基づいて設定されている。設定に際し、水利用の観点から定められている水道用水の基準、農業用水の基準、水産関係の基準等が参考とされている。環境基準を達成することを目標に「水質汚濁防止法」に基づき、特定施設を有する事業場からの排水規制及び生活排水対策の推進を実施している。「水質汚濁防止法」では、工場や事業場から排出される水質汚濁物質の種類ごとに排水基準が定められており、水質汚濁物質の排出者などは、この基準を守らなければならない。

【生物多様性】

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等の地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。遺伝子、種、生態系の 3 つのレベルで捉えられることが多い。



【生物化学的酸素要求量（BOD）】

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また、「水質汚濁防止法」に基づき、排水基準が定められている。

【騒音規制法】

工場及び事業場における事業活動、並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律のこと。都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が騒音について、規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において、時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告などを行う。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜た行〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

【大気汚染防止法】

大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とする法律のこと。「大気汚染防止法」では、固定発生源（工場や事業場）からの排出、または、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者などは、この基準を守らなければならない。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）】

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律のこと。

【デコ活】

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。「脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの10年後」の絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししていく運動のこと。



【電気自動車（EV）】

バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車のこと。走行時に大気汚染物質を全く出さないため、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

【透水性舗装】

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装し、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜な行〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

【二酸化炭素（CO₂）】

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり、弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材等の炭素分を含む燃料を燃やすことによって発生する。

【二酸化窒素（NO₂）】

窒素酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質である。せき・たんの有症率との関連や高濃度時には、急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜は行〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

【微小粒子状物質（PM2.5）】

大気中の粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm(マイクロメートル)以下のもののこと。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている。

【フードドライブ】

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場等に持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動のこと。

【浮遊粒子状物質（SPM）】

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 μm(マイクロメートル)以下のもののこと。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。



【フロン類】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」では、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）をフロン類という。化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有しているためにエアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や建物の断熱材、スプレーの噴射剤等の身の回りにおける様々な用途に活用されてきた。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が可能な分野から進められている。

【プラグインハイブリッド自動車（PHV）】

外部電源から充電できるタイプの自動車のこと。走行時に二酸化炭素（CO₂）や排気ガスを出さない電気自動車（EV）のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車（HV）の長所を併せ持つ自動車である。

~~~~~英数字~~~~~

【PPA（ピーピーエー）モデル】

PPA は、Power Purchase Agreement の略。発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を自らの費用により設置し、維持管理をした上で、発電された電力を需要家に供給する仕組みのこと。

【ZEB（ゼブ）】

ZEB は、Net Zero Energy Building の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した建築物のこと。

【30・10（さんまるいちまる）運動】

食品ロス削減に向けた取組の一つで、会食時の最初の 30 分、最後の 10 分は料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動のこと。

